

総務文教委員会

令和2年3月5日（木）

時分～時分

全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 近重副市長

（市長公室） 佐々木市長公室長

（総務部） 砂川総務部長、山根総務課長、馬場防災安全課長、西川人事課長、
西谷行財政改革推進課長、草刈財政課長、有福契約管理課長

（地域政策部） 岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邊まちづくり推進課長
平岡人権同和教育啓発センター所長（人権同和教育室長）
宮崎関連施設支援室長

（金城支所） 吉永支所長、原田金城支所防災自治課長（金城分室長）

（旭支所） 塚田支所長、佐々尾旭支所防災自治課長（旭分室長）

（弥栄支所） 岩田支所長、三浦弥栄支所防災自治課長（弥栄分室長）

（三隅支所） 田城支所長、小松三隅支所防災自治課長（三隅分室長）

（教育委員会） 石本教育長、河上教育部長、前木教育部参事、湯浅教育総務課長（教育施設
再編推進室長）、河上教育総務課副参事、市原学校教育課長、
村瀧学校教育課副参事、牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長、
外浦文化振興課長

（選挙管理委員会） 森下選挙管理委員会事務局長

（監査委員・公平委員会） 原田監査委員事務局長（公平委員会上席職員）

（会計課） 湯浅会計管理者

（消防本部） 中村消防長、琴野総務課長、尾崎予防課長、本田警防課長、
齋藤通信指令課長、田中浜田消防署長、田中東部消防署長、森下西部消防署長

【事務局】 下間書記

議題

- 1 議案第2号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第4号 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第5号 浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第7号 浜田城に関する資料館及び城山整備基金条例を廃止する条例について
- 5 議案第19号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

6 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

7 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

8 陳情審査

(1) 陳情第143号 回覧板による情報提供方法に関する陳情について

(2) 陳情第145号 浜田市ホームページに掲載する会議開催案内を適切に機能させることを求める陳情について

(3) 陳情第146号 開示請求における適切な情報開示を求める陳情について

9 執行部からの報告事項

(1) シングルペアレント就労人材育成事業の進捗状況について

【政策企画課】

(2) 浜田deしごと合宿インターンシップ事業について

【政策企画課】

(3) 令和2年度公立幼稚園について

【教育総務課】

(4) 令和元年度島根県学力調査結果(概要)について

【学校教育課】

(5) 浜田市学校業務改善プランについて

【学校教育課】

(6) 【雲城公民館】第72回優良公民館文部科学大臣表彰式について

【生涯学習課】

(7) 浜田市野球場電光掲示板竣工式セレモニーについて

【生涯学習課】

(8) 浜田市社会教育推進計画の策定について

【生涯学習課】

(9) その他

10 所管事務調査

(1) 防災行政無線の検討状況について

【防災安全課】

(2) 石見交通路線バスの路線廃止及び減便に係る説明会の開催状況等について

【まちづくり推進課】

(3) リハビリテーションカレッジ島根の要望書に対する浜田市の見解について

【関連施設支援室】

(4) 公立幼稚園の今後の方向性について

【教育総務課】

(5) サン・ビレッジ浜田屋内アイススケート場の今後の方向性について

【生涯学習課】

11 その他

令和 2 年 3 月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（総務文教委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第 2 号	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第 4 号	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	…	2ページ
議案第 5 号	浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例について	…	3ページ

浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第9号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行			改正後（案）		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
種類	設置場所	位置	種類	設置場所	位置
〔略〕			〔略〕		
（金城自治区）	宮の原橋付近	浜田市金城町追原337番地3	（金城自治区）	宮の原橋付近	浜田市金城町追原337番地3
	上長屋	浜田市金城町久佐ハ295番地14		上長屋	浜田市金城町久佐ハ295番地14
	久佐公民館付近	浜田市金城町久佐イ575番地7		久佐公民館付近	浜田市金城町久佐イ575番地7
	〔新設〕			<u>北の森</u>	<u>浜田市金城町下来原1386番地4</u>
	二子山橋付近	浜田市金城町小国イ200番地5		二子山橋付近	浜田市金城町小国イ200番地5
	波佐小学校プール敷地	浜田市金城町波佐イ424番地1		波佐小学校プール敷地	浜田市金城町波佐イ424番地1
	若生善四郎橋付近	浜田市金城町波佐イ1052番地2		若生善四郎橋付近	浜田市金城町波佐イ1052番地2
〔略〕			〔略〕		

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年浜田市条例第45号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕	（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</u> （正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年浜田市条例第48号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（補償基礎額） 第6条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 〔略〕 〔新設〕	（補償基礎額） 第6条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>

浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

【議案第 19 号関係】

計画変更の概要

浜田市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）について、記載事項の一部変更及び計画書に未掲載である事業に過疎対策事業債を充てるため、3 事業を計画書に追加する。

(1)記載事項の一部変更

- ・元号の改正に伴う年度表記の変更
- ・浜田市自治区設置条例の一部改正に伴う記載事項の変更

(2)追加する事業の概要

C A T V 中継局舎設備増設事業（事業主体：浜田市）

事業概要	高速通信サービスを提供するため中継局舎内の機器整備を行う。（令和元年度：旭中継局舎、令和 2 年度：弥栄中継局舎）
事業期間	令和元年度～令和 2 年度
事業費	44,656 千円
担当課	地域政策部 政策企画課

塵芥車更新事業（事業主体：浜田市）

事業概要	老朽化した塵芥車の更新を行う。
事業期間	令和元年度
事業費	9,936 千円
担当課	旭支所 市民福祉課

（仮称）杵束コミュニティ施設整備事業（事業主体：浜田市）

事業概要	弥栄町杵束（きつか）地区の老人憩いの家及び老人福祉センターの 2 施設の機能を統合した、まちづくりの拠点となる複合施設を建設する。
事業期間	令和元年度～令和 2 年度
事業費	260,530 千円
担当課	教育部 弥栄分室

シングルペアレント就労人材育成事業の進捗状況について

1 第 8 期生募集の経過と結果（平成 31 年度生の追加募集）

- (1) 研修生募集 平成 31 年 4 月 4 日～令和元年 6 月 30 日 定員 3 名、4 名応募
(2) 受入事業所 7 事業所（介護サービス業 5、建設業 1、タクシー事業 1）
(3) 最終審査の結果
ア 合格者数 2 名
イ 住所地 高知県、愛知県
ウ 年代別内訳 40 代
エ 子どもの人数 各 1 名
オ 受入事業所 （有）中田工務店、（有）ホットケアセンター
(4) 研修開始 令和元年 9 月 1 日

2 第 9 期生募集の経過と結果

- (1) 研修生募集 令和元年 7 月 4 日～令和元年 12 月 23 日 定員 4 名、2 名応募
(2) 受入事業所 7 事業所（介護サービス業 5、建設業 1、タクシー事業 1）
(3) 最終審査の結果
ア 合格者数 1 名
イ 住所地 千葉県
ウ 年代別内訳 30 代
エ 子どもの人数 2 名
オ 受入事業所 特別養護老人ホーム たんぽぽの里
(4) 転入・研修開始 令和 2 年 3 月中に転入し、同年 4 月より研修開始予定

3 第 9 期生受入後の事業の実績（見込み）

- (1) 転入者数 研修生（修了者を含む）12 名、子ども 17 名 合計 29 名
(2) 転入者の自治区別内訳
自治区別転入者数（1～9 期生）

自治区	研修生	子ども	合 計
浜 田	7 名	10 名	17 名
金 城	2 名	2 名	4 名
旭	2 名	4 名	6 名
弥 栄	1 名	1 名	2 名
合 計	12 名	17 名	29 名

（裏面へ）

シングルペアレント就労人材育成事業の応募状況及び移住者の状況について

1 研修生の状況一覧

No.	期	転入前 住所	研修開始	性別	年代	子ども(研修当時)	就労状況
1	1 期生	愛知県	H27. 10	女	20 代	1 名 (未就学児)	就労
2	3 期生	神奈川県	H28. 10	女	50 代	2 名 (小学生)	就労
3	3 期生	宮城県	H29. 1	女	30 代	2 名 (高校生・小学生)	就労
4	4 期生	兵庫県	H29. 4	女	30 代	1 名 (小学生)	就労
5	4 期生	北海道	H29. 4	女	40 代	2 名 (小学生)	就労
6	5 期生	山形県	H30. 4	女	30 代	1 名 (未就学児)	就労
7	6 期生	京都府	H30. 9	女	40 代	2 名 (高校生・中学生)	就労
8	6 期生	茨城県	H31. 1	女	30 代	1 名 (小学生)	就労
9	7 期生	岩手県	H31. 4	女	30 代	1 名 (小学生)	研修
10	8 期生	高知県	R1. 9	男	40 代	1 名 (未就学児)	研修
11	8 期生	愛知県	R1. 9	女	40 代	1 名 (未就学児)	研修
12	9 期生	千葉県	R2. 4	女	30 代	2 名 (小学生、未就学児)	認定

注) 研修生(修了生、認定者を含む.): 市在住者数 12 名(※)、子ども 17 名 合計 29 名
 ※研修を途中で辞退された方、市外へ転出された方の人数は含んでいません。

2 研修生募集の状況

区分	募集期間	応募者	面談会 参加者	定員	審査合格者数		
					一次	最終	採用
第 1 期	H27. 5. 1～H27. 5. 28	15 名	6 名	3 名	5 名	4 名	4 名
第 2 期	H27. 11. 16～H28. 1. 8	14 名	9 名	4 名	7 名	5 名	4 名
第 3 期	H28. 5. 16～H28. 6. 24	5 名	4 名	3 名	3 名	2 名	2 名
第 4 期	H28. 11. 1～H28. 11. 30	11 名	7 名	6 名	6 名	2 名	2 名
第 5 期	H29. 10. 11～H29. 11. 20	8 名	6 名	4 名	5 名	2 名	1 名
第 6 期	H30. 4. 13～H30. 7. 31	6 名	6 名		5 名	2 名	2 名
第 7 期	H30. 10. 12～H30. 11. 20	3 名	3 名	4 名	3 名	1 名	1 名
第 8 期	H31. 4. 4～R1. 6. 30	4 名	4 名		3 名	2 名	2 名
第 9 期	R1. 7. 4～R1. 12. 23	2 名	1 名	4 名	1 名	1 名	1 名
合計		68 名	46 名	28 名	38 名	21 名	19 名

浜田 de しごと合宿インターンシップ事業について

1 事業概要

U・I ターン検討者に対し、体験ツアー等を通じて、浜田市内の事業所や地域の魅力を発信し、インターンシップの受入れに繋がるとともに、市内事業所及び地域への理解を深めていただく中で、U・I ターン就業者の確保と定住促進を図る。

2 取組状況

(1) 特設ウェブサイトの構築

特設ウェブサイトを構築し、インターンシップの受入情報及びイベント情報を掲載した。

(2) インターンシップへの参加に繋げるための周知イベント等の開催

浜田での暮らしぶりや地域の魅力を知っていただき、併せてインターンシップ受入事業所の見学やU・I ターン者との交流等を通じて、インターンシップへの参加を促すため、次のイベントを実施した。

	浜田暮らし体験ツアー	
	第 1 回	第 2 回
日 時	令和元年 11 月 2 日(土)～3 日(日)	令和 2 年 2 月 8 日(土)～9 日(日)
参加者	3 組 4 名	5 組 7 名
場 所	浜田市内	
内 容	受入事業所見学、市内U・I ターン者との交流会、神楽鑑賞等	

3 インターンシップの状況

(1) インターンシップ概要

協力事業所毎にインターンシッププログラムを作成して受入体制を整備し、マッチングの上、短期のインターンシップを実施した。また、今年度はこれまでの社会人インターンシップに加え、県立大学生を対象としたインターンシップの受入れを実施し、市内事業所での仕事を体験することで、学生の市内就職の促進を図った。

(2) 内訳

	社会人インターンシップ	学生インターンシップ
受入期間	令和元年 10 月 1 日 ～ 令和 2 年 2 月 28 日	令和 2 年 2 月 16 日 ～ 令和 2 年 2 月 28 日
協力事業所	10 社	8 社
受入事業所	2 社	4 社
業種	農業	情報通信業、観光業
受入人数	4 名	延べ 7 名
体験期間	半日	半日～2 日

令和2年度公立幼稚園について

1 園児予定数(R2年2月1日現在)

上段:R 2年4月1日予定
下段:H31年4月1日現在

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計	入園者数
原井幼稚園	休園中				
石見幼稚園	1 13	15 9	8(含特1) 15	24(含特1) 37	4(含特1)
長浜幼稚園	4 5	6 7	7 14	17 26	5
美川幼稚園	1 2	2 5	4 4	7 11	1
合計(対前年度比)	6(▲14)	23(2)	19(▲14)	48(▲26)	10

(単位:人)

幼稚園運営に係る基準

①4歳児と5歳児の混合学級編制	4歳児と5歳児が25名以下の場合は、4歳児と5歳児による混合学級編制とする。
②3歳児を含む混合学級編制	3歳児と4歳児、5歳児の合計園児数が10名以下の場合は、1学級の混合学級編制とする。

2 学級編制(予定)

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	特別支援	合計
原井幼稚園	休園中				
石見幼稚園(3クラス)	1	22		1	24
長浜幼稚園(2クラス)	4	13			17
美川幼稚園(1クラス)	7				7

(単位:人)

※参考※

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計	入園者数
夕日ヶ丘幼稚園	10 15	17 17	14 23	41 55	7
合計(対前年度比)	10(▲5)	16(▲1)	14(▲9)	41(▲14)	7

令和元年度島根県学力調査結果（概要）について

浜田市教育委員会

1 調査の概要

(1) 目的

全国学力・学習状況調査等で明らかになった学習指導上の課題の改善状況を検証し、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資する。

(2) 調査日 令和元年12月10日（火）

(3) 実施対象学年及び実施教科等

小学校5・6年生：国語・算数

中学校1・2年生：国語・数学・英語

※ 全対象学年に、「生活・学習意識に関する調査」を実施

(4) 用語説明

○「平均正答率」 各学年・教科において、児童生徒個人が正答した問題の割合（％）を県または市町村単位で平均した値。

2 島根県・浜田市全体の平均正答率

		国語	算数・数学	英語
小5	市平均正答率	58.7	56.6	
	県平均正答率	59.6	58.1	
	市－県	－0.9	－1.5	
小6	市平均正答率	50.7	59.5	
	県平均正答率	51.0	58.5	
	市－県	－0.3	1.0	
中1	市平均正答率	67.3	45.1	58.1
	県平均正答率	67.6	49.0	61.7
	市－県	－0.3	－3.9	－3.6
中2	市平均正答率	77.6	36.1	51.4
	県平均正答率	77.0	37.9	52.8
	市－県	0.6	－1.8	－1.4

3 各教科の状況

(1) 教科の全体的な状況について

- ・小学校5年については、国語、算数とも県平均との差は1 P 前後、小学校6年については、算数は1 P 県平均を上回っており、国語はほぼ同率である。
- ・中学校1年については、国語は県平均とほぼ同率、数学が－3.9 P、英語が－3.6 P の差である。中学校2年については、国語が県平均を上回り、数学と英語は、－2 P 以内の差となった。
- ・小学校6年については、4月の全国学調と12月の県学調での浜田市と島根県の平均正答率の推移を見ると、算数が1 P 上回ってきており、各校の取組や学力向上総合対策事業の成果が徐々に表れてきていると考える。

＜小学校 6 年生における令和元年度全国及び県学力調査の平均正答率の差＞

教科	項目	全国学力調査 (4 月)	県学力調査 (12 月)
国語	市平均正答率	6 2	5 0. 7
	県平均正答率	6 2	5 1. 0
	市一県	0	－ 0. 3
算数	市平均正答率	6 5	5 9. 5
	県平均正答率	6 5	5 8. 5
	市一県	0	1. 0

(2) 各教科の結果からみられる成果 (○) と課題 (▲)、考えられる指導ポイント (★)

＜国語＞

- 中学校 2 年においては、0.6P ではあるが県の平均正答率を上回っている。全領域(「話す・聞く」「書く」「読む」「伝統的な言語文化と国語の特質」)で県を上回っている結果である。
- 記述問題については、中学校 1 年が 1.2P、中学校 2 年が 0.7P 上回っている。全学年で記述問題の無解答率が県より低くなっている。あきらめずに取り組んでいる様子が窺える。
- 該当学年児童生徒の平均正答率を前年度と比較すると、小学校 6 年は 0P→－0.3P と下がっているが、中学校 1 年は－1.4P→－0.3P、中学校 2 年は－0.4P→0.6P と上昇している。
- ▲小学校 5 年、6 年、中学校 1 年は、県平均正答率と同じくらいであるが、0.3～0.6P 低い結果である。
- ▲「読む」領域の問題について、小学校 5 年－1.0P、小学校 6 年－1.6P、中学校 1 年－1.0P 県の正答率を下回っている。
- ★今後も図書館活用教育、調べる学習等の取組を継続していくことで、「読む」力を育てていくことが重要である。

＜算数・数学＞

- 小学校 5 年、6 年、中学校 2 年は県平均と同程度である。
- 小学校では、基本的な計算力は改善の様子がみられる。そして、「無解答」の割合が減少しており、改善に向けての成果がみられる。
- ▲小学校 5 年～中学校 1 年は、「図形」領域の正答率が、他の領域より低い。
- ▲中学校 1 年は、県平均を下回っている。
- ▲中学校 2 年は、「資料の活用」(データの読み取り)、「関数」(式を求める)の領域の正答率が極端に低い。
- ▲いずれの学年においても、設問中にある考え方等を活用して解決方法を説明したり、結果を説明したりすることに課題がある。⇒ ★出題問題を活用した授業の必要性。
- ▲中学校では、分数を含んだ一次式の減法に課題がある。
- ★例えば、連立方程式を具体的な場面で活用できるようにするなど、学習内容と生活との結びつきを意識した指導を進める必要もある。
- ★いずれにしても、積み上げが必要であり、スモールステップによる確実な定着をめざすことや、授業中における「適用問題」の確実な実施等の取組により、多くの問題解決体験が必要である。授業にもメリハリをつけ、問題解決にむけての「スピード」「スタミナ」を育てることが求められる。

<英語>

- 中学校 1 年では、単純な選択問題において無解答が少ない。
- 中学校 2 年では、選択式の問題において、無解答がほとんどない。
- また、中学校 1 年時に比べ、県平均との差が縮まった。

【中学校 1・2 年共通課題】

- ▲「英文を書く」問題において無解答率が高い。
- ▲まとまった英語を聞いたり読んだりして概要をつかむことに課題がある。
- ▲前後の文脈から思考・判断して正しい英文を書くことに課題が見られ、無回答率も高い。

【今後の指導のポイント】

- ★生徒が英語に触れる機会を充実させる。
授業中の教員の英語使用をさらに充実させ、意味ある英語のインプットを増やす。
生徒の関心のある事柄や日常的な話題、社会的な話題について、スモールトーク等を繰り返すことを通して、まとまりのある英文で自分の考えや意見、気持ちなどを話す活動を行う。
日頃よく耳にしたり口にしたりする語彙について、読んだり書いたりする機会を増やす。
- ★聞いたり読んだりした内容について自分なりの気持ちや意見を口頭で伝え合い、最後には書いて表現するなど、領域統合の活動をしていく必要がある。
- ★目的、場面、状況を設定し、生徒の本当の気持ちや考えをやりとりする言語活動をしていく必要がある。

4 生活・学習に関する意識調査の状況

(1) 授業改善に関わること

- ・小学校 6 年と中学 2 年の経年比較をした。(下線は、5 P 以上の向上)

質 問 項 目	小学校 6 年		中学校 2 年	
	平成 30	令和元	平成 30	令和元
①授業の中で目標（めあて・ねらい）が示されていた	73.3	<u>92.7</u>	86.4	88.4
②授業では、自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動である	77.8	<u>85.9</u>	69.0	73.9
③自分の考えを発表する機会が与えられていた	86.9	<u>93.4</u>	85.6	87.6
④学級の友達との間で話し合う活動をよく行っている	89.4	92.2	80.4	82.1
⑤自分の考えを深めたり、広げたりすることができた	73.3	<u>82.0</u>	68.0	<u>77.0</u>
⑥授業の最後に学習内容を振り返る活動をよくおこなっていた	84.1	84.8	58.5	55.5
⑦学習規律がきちんと守られている	78.6	82.3	69.3	<u>77.0</u>
⑧『総合的な学習の時間』では、自分で課題を立てて情報を集めている	69.0	<u>77.0</u>	55.6	<u>61.3</u>
⑨『総合的な学習の時間』では、情報を課題に沿って整理し考え、発表する学習をしている	73.3	78.2	60.7	<u>70.6</u>

- ・上記に挙げた項目の多くで、肯定的割合が昨年度より上昇している。「主体的で対話的で深い学び」に向けた授業改善が徐々に進んできていると捉えている。しかし、県全体においても同様に取り組まれている。教職員の意識の向上と共に、児童生徒の学びに向かう意識

の向上が見られる点を評価し、質の向上に向けて地道に取り組んでいきたい。

(2) 家庭学習について

- ・「1 日に 1 時間以上家庭学習をする児童生徒の割合」は、小学校 5 年生は県の割合を上回っているが、小学校 6 年生、中学校 1 年生、2 年生は下回っている。

(3) メディアについて

- ・「1 日に 2 時間以上ゲーム（TVゲーム、PCゲーム、携帯やスマートフォンのゲームを含む）をする児童生徒の割合」「1 日に 2 時間以上携帯電話やスマートフォンを利用する（ゲームを除く）児童生徒の割合」は、全ての学年において県の割合よりも多い。「携帯電話やスマートフォン」の使用時間が短い児童生徒の方が、正答率が高い傾向にあり、メディア接触の適正化は学力向上に向けての大きな課題である。

(4) 読書について

- ・「1 日に 30 分以上読書する児童生徒の割合」は、小学校は県よりやや低いが、中学校では県よりやや高くなっている。不読率は中学校で県より低くなっている。
- ・「読書が好きだ」に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の割合は、小学校では 70%に近く、全ての学年で県の割合とほぼ同程度である。授業以外で週 1 回以上図書館に行く子どもは、全学年で県より高い割合であり、本に親しんでいる様子が見られる。この状況を前向きに捉え、読書活動や学校図書館活用の一層の充実を図りたい。
- ・小学生においては、「1 時間以上 2 時間以内」の層が高正答率である。1 時間前後の読書習慣の定着をめざす。中学生では、「10 分間以上、1 時間より少ない」層が、高正答率である。30 分以上の読書習慣をめざす。

5 今後の対応

- (1) 全ての小中学校への学校訪問指導を実施する。各学校のニーズに合わせ、授業構想段階から関わり、校内研究や授業者への支援となる学校訪問としていく。指導案のスリム化により負担軽減を図り、授業研究の質が向上するよう支援していく。
- (2) 家庭学習の時間については、小学校では改善がみられてきているが、中学校では依然として課題がある。「メディアへの関わり」については、ゲームやスマホ等を使う時間が 2 時間以上の割合が学年を追うごとに増える傾向がみられる。小中連携教育やPTA活動との連携を深めるなどの取組を継続して、保護者への啓発も強化していく。「メディアへの適切な関わり」を促し、「家庭学習時間の確保」、「読書時間の確保」等につなげる。
- (3) 小学校での新学習指導要領の完全実施に伴い「主体的で対話的で深い学びへの転換」が求められている。「全ての教科で系統性を踏まえて指導に当たること」「教科横断的な取組を強化すること」等を通して、「指導方法の改善」に努めることが必要である。

「図書館活用教育」「協調学習」の取組を柱として、「スーパーティーチャーによる示範授業研修」等、教師の授業力向上に向けた取組を継続する。

そして、学力向上のためには、学校、学級が「安心、安全で信頼できる場」であることが欠かせない。「学級づくり」等の取組を「チーム学校」として組織的に取り組んでいけるよう支援していくことに努める。

令和 2 年 3 月 5 日
総務文教委員会資料
教育委員会学校教育課

浜田市学校業務改善プラン

(2020～2021 年度)

令和 2 年 2 月

浜田市教育委員会

目 次

～はじめに～	1
1 教職員の業務改善を進める理由	1
(1) 教育の質の向上	
(2) 教職員の心身の健康保持	
(3) 仕事と生活の充実	
(4) 教職員に対する魅力とあこがれの醸成	
2 プランの基本方針	2
3 プランの取組期間	2
4 プラン達成に向けた数値目標	3
(1) 本プランにおける対象となる「勤務時間」の考え方	
(2) 具体的な数値目標	
5 学校業務改善の具体的な取組	4
(1) 業務負担軽減の取組	
(2) 業務改善促進の取組	
(3) その他業務改善に関する取組	
○ 関連資料	9

～はじめに～

学校現場を取り巻く環境は複雑・多様化する中で、学校に求められる役割はますます拡大しており、教職員の長時間労働が常態化しています。本市においても多くの教職員が平日だけでなく休日にも相当な長時間勤務を行っており、疲労や心理的負担を抱えながら業務を行っている現状にあります。

社会全体で、「働き方改革」を進めようとする中であって、その解消を図ることは極めて重要です。

このことから、浜田市教育委員会では、本プランを策定し、教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の適正化を図ることにより、教育の質の向上を目指します。

1 教職員の働き方改革を進める理由

(1) 教育の質の向上

業務改善を、できるところから一つ一つ実行することで、子ども達に向き合う時間が確保され、効果的な教育活動をおこなうことができるようになります。

業務改善は、業務を無計画にスクラップしたりスリム化したりするなどして、ただ単に退勤時間を早めることだけを目的に行うものではありません。教職員が必要な業務に時間をかけられるように、教育委員会と学校、保護者、地域が一体となって業務全体を見直し、精選するところから始まります。

(2) 教職員の心身の健康保持

教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切です。

時間外勤務時間が長くなると、脳や心臓疾患などの健康障害のリスクが上昇すると言われており、特に発症前1か月間に100時間又は発症前2～6か月間に平均で80時間を超えると、そのリスクが非常に高くなると言われています。また、極度の長時間労働が続くと、業務における強い心理的負荷による精神疾患を発症する場合があります。

教職員が心身の健康を損なうと、明るく元気に子どもたちと向き合うことができません。また、働く意欲が低下すると、授業の質が低下し、子どもたちの学力育成や生活指導に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 仕事と生活の充実

業務改善によって生み出した時間を自己研鑽や余暇の時間に充てることで、仕事と生活がこれまで以上に豊かになります。

仕事（ワーク）と生活（ライフ）は密接につながっており、双方をともに充実させることで好循環が生まれ、豊かな人生が送れるようになります。どちらか一方のためにどちらかを犠牲にするものではなく、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高めることにもつながり、子どもたちにとって模範となる社会人像にもなり得ます。

(4) 教職員に対する魅力とあこがれの醸成

仕事と生活、ともに充実した人生を望む若い世代が増加している今、優秀な人材が教職員を志すためにも、教育委員会と学校が一体となって業務改善に取り組んでいくことが求められます。

教職員の長時間勤務が常態化し、その環境に適応できるものだけが働ける職場になると、教職員に対する魅力や憧れが失われ、そのことで、教職を目指す若者が減少しています。

2 プランの基本方針

- ◆長時間勤務の是正
- ◆ワーク・ライフ・バランスの適正化
- ◆本来業務に専念できる職場環境の確保

3 プランの取組期間

2020 年度～2021 年度の 2 年間を重点期間として、プランの基本方針のもと業務改善に取り組みます。また、各年度に浜田市教育委員会と浜田中学校長会の合同会議において、以下の視点を踏まえた改善・見直しを行います。

【プランの改善・見直しの視点】

- ◆月あたりの時間外勤務の削減状況等（数値目標の達成状況）
- ◆プランを達成するための具体的な取組の成果
- ◆各学校における成果の普及・活用
- ◆国の動向（制度改正等）

4 プラン達成に向けた数値目標

(1) 本プランにおける対象となる「勤務時間」の考え方

本プランにおける「勤務時間」とは、教職員が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とします。

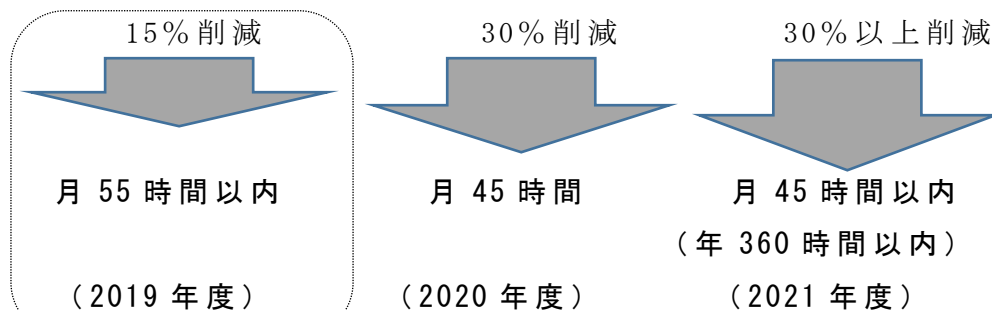
なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。

また、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、職務命令に基づくものの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算します。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとします。

(2) 具体的な数値目標

① 月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安は **原則 月 45 時間**
(原則 年 360 時間以内)

【月あたりの削減スケジュール】



本市の教職員の時間外勤務時間(平日・休日)の月あたりの平均は、79.1 時間(小学校：69.2、中学校：89.0。平成 31 年 1 月実施 教職員の勤務実態調査による)であり、看過できない状況にあります。

そこで、2019 年 4 月 1 日から施行される働き方改革推進法に定める時間外労働の規制を基準として、月あたりの時間外勤務時間を段階的に縮減し 2021 年度までに月 45 時間以内(年 360 時間以内)とすることを目指します。

なお、特例的な扱いとして、特別な事情により勤務せざるを得ない場合においても、以下を上限とします。

- ・年間の時間外勤務は 720 時間以内とする。
- ・月 45 時間を超える時間外勤務は 6 か月を超えないこととする。
- ・単月（1 か月）の時間外勤務時間は 100 時間未満とする。
- ・連続する複数月（2 か月～6 か月）の時間外勤務時間の平均が 80 時間を超えないこととする。

**② 年次有給休暇取得日数 全ての教職員が 年 5 日以上
平均 13 日以上の取得**

現在、本市の教職員の年次有給休暇の取得日数の平均は、8.1 日（小学校 6.3、中学校 9.9）であり、4 日以下の取得にとどまっている教職員が約 2 割の状況です。そこで、年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整備することにより、全教職員が改正労働基準法に規定された 5 日以上を取得することを目指すとともに、平均取得日数 13 日以上を目指します。

**③ ワーク・ライフ・バランスが図られていると感じる教職員の割合
90% 以上**

現在、本市の「ワーク・ライフ・バランスが図られている」と感じている教職員の割合は、約 33% ですが、「業務改善に取り組む意識が高い」教職員の割合は、約 74% で高い状況です。

仕事と仕事以外の生活のバランスを図り、相互に好影響を与える状態になるよう、ほぼすべての教職員においてワーク・ライフ・バランスが取れている（実感している）ことを目指します。

5 学校業務改善の具体的な取組

（１）業務負担軽減の取組

① 勤務時間の適正化

【勤務時間の把握と業務の平準化】

各学校は、校務用パソコン等により、教職員が客観的に勤務時間を把握することで、業務改善の意識を高めます。

また、管理職は、特定の教職員の勤務時間が過重とならないように、業務の精選、役割分担の見直しなど、適切な勤務時間管理を行い、業務の平準化を図ります。

【学校閉庁期間の設定】

浜田市教育委員会は、浜田教育事務所管内の三市三町で統一して、夏季休業期間中にまとまった学校閉庁期間を設定し、教職員に週休日の振替や有給休暇の取得を促します。

【定時退勤日】

各学校は、会議や研修、部活動のない日を勘案し、定時退勤日として設定するよう努めます。

【年度始め（４月、５月）等の授業時数の軽減】

全小中学校にエアコンが整備されました。夏季における学習環境が整備されたことになり、夏季休業を短縮し、授業日数の確保が可能となります。そのことにより、特に繁忙期である年度（４月、５月）等の授業時数の削減を行い、学級づくりや授業づくりの準備の時間を確保し、負担軽減を図ります。

②部活動のあり方の見直し

各学校は、「浜田市部活動ガイドライン」に基づき、部活動運営方針を定め、部活動を実施します。

また、大会参加、合宿等に係る計画について見直し、生徒、教職員の負担、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

③教職員の負担軽減のための人的措置

【教職員業務支援】

浜田市教育委員会は、スクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の業務支援（授業準備の補助等）を行うことにより、教職員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備します。

【部活動指導員等配置】

浜田市教育委員会は、部活動指導員・地域指導者を配置し、顧問の教員の部活指導に係る負担を軽減します。

④ 学校事務体制の強化

【共同学校事務室の設置】

浜田市教育委員会は、共同学校事務室を設置し、複数校の事務・業務を共同で行うことにより、学校事務の適正化・標準化・効率化を進めるとともに、ＯＪＴによる事務職員の育成及び資質の向上など、事務体制の整備・強化を行います。

【共同学校事務室の所掌業務】

- ア 学校事務の処理体制の整備・改善に関すること。
- イ 学校教育の支援に関すること。
- ウ 学校財務に関すること。
- エ 教職員の給与及び旅費等の支給に関すること。
- オ 教材、教具その他の備品等の共同購入に関すること。
- カ 学校の情報管理に関すること。
- キ 事務職員の育成及び資質の向上に関すること。
- ク その他、共同学校事務室で処理することにより効果的な処理に資するものとして認められる事務

⑤ 島根県教育委員会との連携

浜田市教育委員会は、島根県教育委員会で実施される取組を反映した取組を行います。

（２）業務改善促進の取組

① 管理職研修の実施

浜田市教育委員会は、「学校業務改善」に関する管理職研修を開催し、教職員の意識改革を進めます。

② 教職員対象の研修の実施

浜田市教育委員会は、教職員一人一人が働き方改革に取り組んでいく上で、その意義の理解が図られるよう「ワーク・ライフ・バランス」に関する研修を開催し、「仕事」と「生活」の充実を図ることで、自らの人間性が高まり、子どもたちに対して効果的な教育活動が行われるようになることを目指します。

③ 各種会議の統合・廃止についての検討

浜田市教育委員会は、地域住民を交えた会議について、構成員が同じ

てありながら目的を別にした会議が多数存在することから、その統合・廃止について検討します。

④メンタルヘルス対策の実施

浜田市教育委員会は、教職員が心身ともに健康でいられるよう、ストレスチェック等の活用を促進するとともに、メンタルヘルス研修の受講を促進します。

⑤ＩＣＴを活用した事務作業の負担軽減

浜田市教育委員会は、ＩＣＴ環境を活用し、通知文書や調査等を、紙媒体から電子データに置き換えるとともに、名簿や各種書式を統一化し、電子データとして共有化することで、調査資料の作成がスムーズに行えるよう改善を図り、事務作業の負担軽減を目指します。

また、校務支援システムを導入し、教職員の業務の効率化、長時間勤務の解消及び教育の質の向上を図ります。

⑥各学校における取組

【学校経営方針】

各学校は、予め学校評価に「学校業務改善」を位置付けて学校運営を行い、毎年度評価・見直しを行います。

【教職員の健康管理】

管理職は、勤務時間が一定の基準(具体的な数値目標に掲げた時間数)を超えた教職員に対し、心身の健康保持の観点から医師への受診を促す等、助言・指導を行います。

【学校行事や会議等の精選、見直し】

各学校は、増加している行事や会議等の見直しを行い、精選することで担当教職員の負担軽減を図ります。

【職場環境の改善】

各学校は、効率よく業務できるよう、印刷機の配置場所などの職員室の動線を見直すとともに、休憩時間に教職員がくつろぐことができるスペースを確保するなど、働きやすい職場環境の改善に努めます。

（３）その他業務改善に関する取組

①保護者・地域への周知

浜田市教育委員会並びに学校は、学校における業務改善の取組をホームページや学校だより等を活用して情報発信し、保護者や地域住民に理解いただくとともに、学校業務改善に協力いただけるよう環境を整えます。

②教職員の実態把握

浜田市教育委員会は、教職員の業務実態を把握し、業務改善の取組による実態や意識の変容を確認するとともに、現場の声を反映した取組を行います。

関連資料

「教職員の働き方改革プラン」（平成31年3月島根教育委員会）より

データで見る教職員の勤務状況（教職員の勤務実態調査：平成30年5月実施）

- 調査方法 抽出調査
- 対象校数 小学校21校、中学校21校、高等学校10校、特別支援学校6校
- 教職員数 小学校421名、中学校458名、高等学校434名、特別支援学校418名
- 職 名 校長、副校長・教頭、主幹教諭、教諭、技能教諭、栄養教諭、講師、養護助教諭、学校運営職員、実習主任、実習助手、主任常務指導員、常務指導員、事務職員（小中学校）

◇ 時間外勤務時間の校種別月平均（平成29年度の平日・休日）

校 種	月平均（時間／月）
小 学 校	64.6
中 学 校	75.1
高 等 学 校	75.8
特別支援学校	43.5
全校種の平均	65.1

中学校と高等学校の教職員の時間外勤務時間が特に長くなっています。これは、平成28年3月に実施した「教職員の勤務実態調査」の結果によると、休日の部活動指導が主な要因となっています。また、すべての校種において、教材研究・授業準備や校務分掌に係る業務等により平日の時間外勤務時間が長くなっています。

◇ 月80時間超の時間外勤務の教職員の割合（平成29年度）

校 種	割 合（％）
小 学 校	29％
中 学 校	45％
高 等 学 校	48％
特別支援学校	8％
全校種の平均	33％

時間外勤務時間が、いわゆる「過労死ライン」の月80時間を超えている教職員の割合は33％であり、約3人に1人が長時間にわたる過重な勤務状況にあります。特に中学校と高等学校では月80時間を超えている教職員が約2人に1人の割合であり、心身の健康保持の観点からも看過できない状況になっています。

◇ 年次有給休暇の取得日数（平成29年1月～12月）

校 種	平均（日／年）
小 学 校	9.8
中 学 校	9.7
高 等 学 校	9.4
特別支援学校	11.6
全校種の平均	10.1

年次有給休暇の取得が5日以下である教職員の割合は全校種で21％（小学校20％、中学校19％、高等学校29％、特別支援学校16％）となっており

り、約5人に1人が改正労働基準法に定められた基準を下回る取得日数となっています。

年次有給休暇の取得は、教職員の心身の健康と福祉の増進に必要不可欠であるとともに、教職員の自己啓発の機会を増やすために大切ですので、取得しやすい職場環境づくりが求められます。

◇ 自分の職務について、多忙だと感じている。

校 種	思 う	思わない
小 学 校	85%	15%
中 学 校	85%	15%
高 等 学 校	83%	17%
特別支援学校	76%	24%
全校種の平均	83%	17%

どの校種においても、自分の職務に多忙感を抱えている教職員の割合が非常に高いことがわかります。この結果は、平成28年3月に実施した「教職員の勤務実態調査」と比較しても同様の数値となっており、自分の職務に多忙感を抱えている教職員の割合が依然として高い状況にあることを表しています。

◇ 自分の日常生活は、ワーク・ライフ・バランスがとれている。

校 種	思 う	思わない
小 学 校	45%	55%
中 学 校	39%	61%
高 等 学 校	37%	63%
特別支援学校	61%	39%
全校種の平均	45%	55%

時間外勤務時間の長短とワーク・ライフ・バランスの意識には相関関係があることがわかります。業務の精選と効率化を図ることによって私生活（ライフ）の時間が確保され、ライフスタイルの意識にも変化が見られるようになります。

◇ 自分は時間外勤務を減らすために、業務改善に取り組む意識がある。

校 種	あ る	な い
小 学 校	87%	13%
中 学 校	84%	16%
高 等 学 校	78%	22%
特別支援学校	89%	11%
全校種の平均	84%	16%

どの校種においても、多くの教職員が業務改善に取り組む意識が高いことがわかります。働き方改革を進めていく上で、教職員一人一人が働き方を見直し、参画意識を持つことが必要不可欠ですので、本県教職員の意識の高さを取組につなげていくことが期待されます。

平成30年度 勤務実態調査(平成31年1月)浜田市

1 時間外勤務の状況

(単位:人)

時間	小学校		中学校	
	平日	休日	平日	休日
0.0h		4 (21.1%)		2 (9.1%)
0.5h		1 (5.3%)		2 (9.1%)
1.0h		3 (15.8%)		2 (9.1%)
1.5h	3 (15.8%)		1 (4.5%)	
2.0h	5 (26.3%)	3 (15.8%)	4 (18.2%)	1 (4.5%)
2.5h	5 (26.3%)		1 (4.5%)	1 (4.5%)
3.0h	3 (15.8%)	3 (15.8%)	5 (22.7%)	2 (9.1%)
3.5h			3 (13.6%)	1 (4.5%)
4.0h	3 (15.8%)	1 (5.3%)	4 (18.2%)	8 (36.4%)
4.5h			2 (9.1%)	1 (4.5%)
5.0h		2 (10.5%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)
5.5h				
6.0h		2 (10.5%)		
6.5h				
7.0h				
7.5h				
8.0h				
8.5h				
9.0h				
9.5h				
10.0h				
計	19 (100.0%)	19 (100.0%)	22 (100.0%)	22 (100.0%)

時間外勤務の状況

(1) 小学校 (1人当たり月平均)

平日 50.5 h / 月

休日 18.7 h / 月

平日休日計 69.2 h / 月

(2) 中学校 (1人当たり月平均)

平日 65.9 h / 月

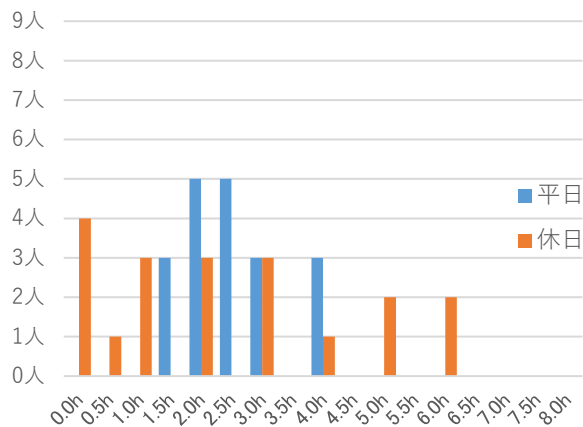
休日 23.1 h / 月

平日休日計 89.0 h / 月

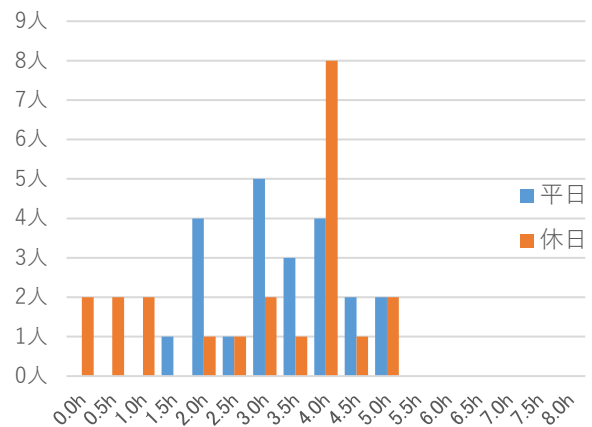
(3) 小学校・中学校計

79.1 h / 月

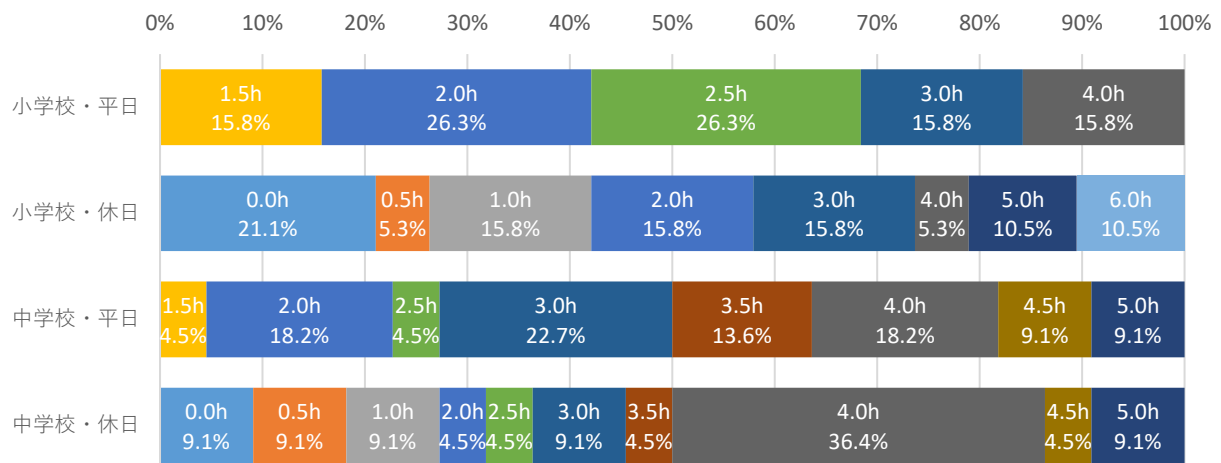
時間外勤務の状況(小学校)



時間外勤務の状況(中学校)



時間外の勤務の状況(割合)



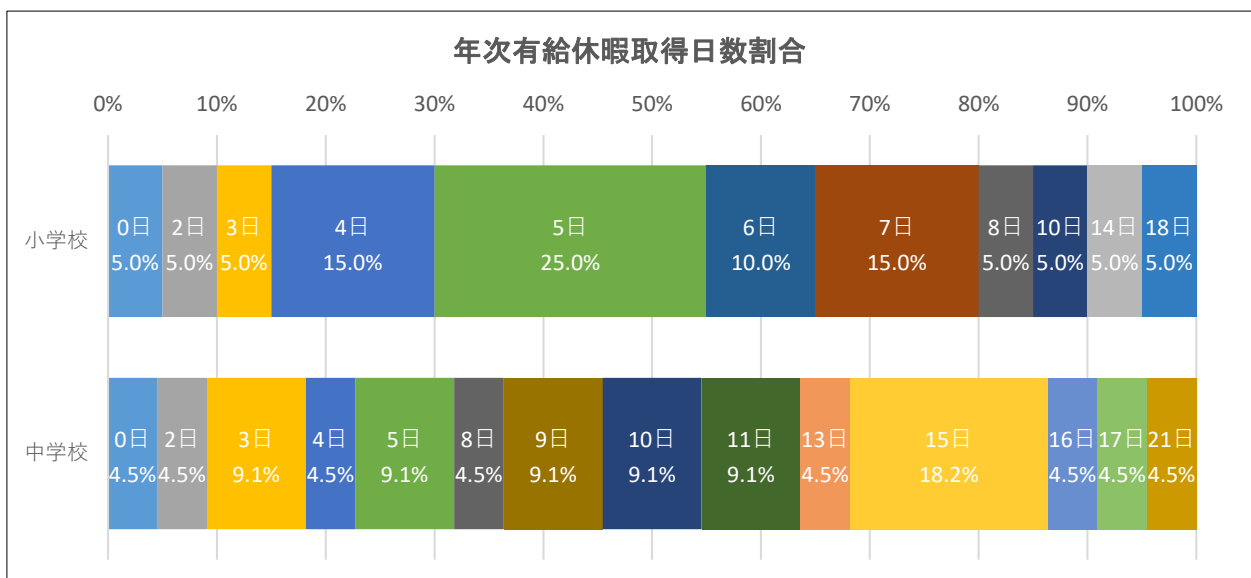
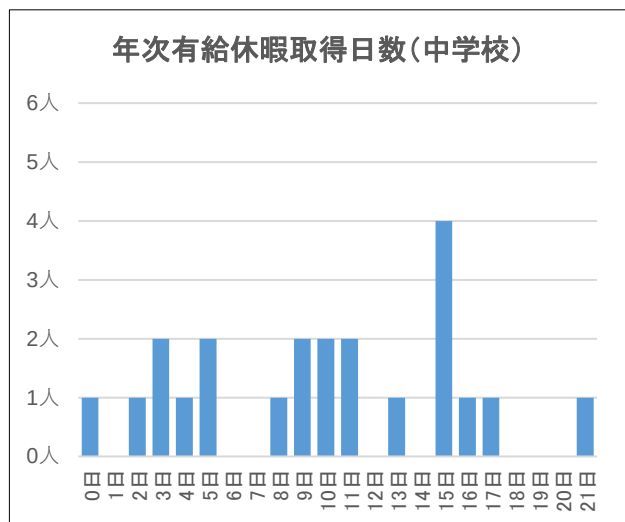
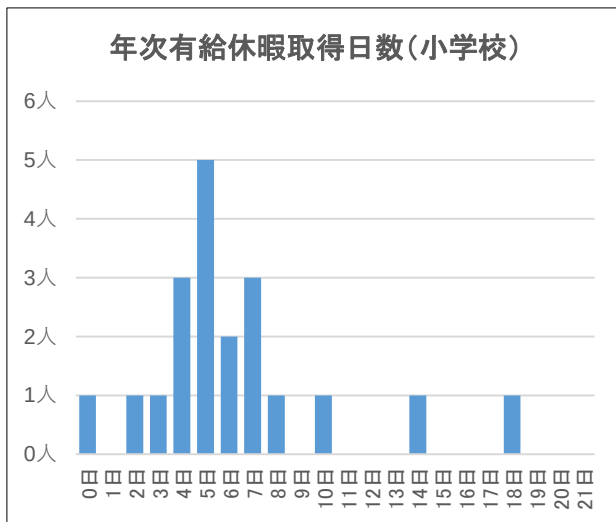
2 年次有給休暇取得日数

(単位:人)

日数	小学校	中学校
0日	1 (5.0%)	1 (4.5%)
1日		
2日	1 (5.0%)	1 (4.5%)
3日	1 (5.0%)	2 (9.1%)
4日	3 (15.0%)	1 (4.5%)
5日	5 (25.0%)	2 (9.1%)
6日	2 (10.0%)	
7日	3 (15.0%)	
8日	1 (5.0%)	1 (4.5%)
9日		2 (9.1%)
10日	1 (5.0%)	2 (9.1%)
11日		2 (9.1%)
12日		
13日		1 (4.5%)
14日	1 (5.0%)	
15日		4 (18.2%)
16日		1 (4.5%)
17日		1 (4.5%)
18日	1 (5.0%)	
19日		
20日		
21日		1 (4.5%)
計	20 (100.0%)	22 (100.0%)

年次有給休暇1人当たり平均取得日数

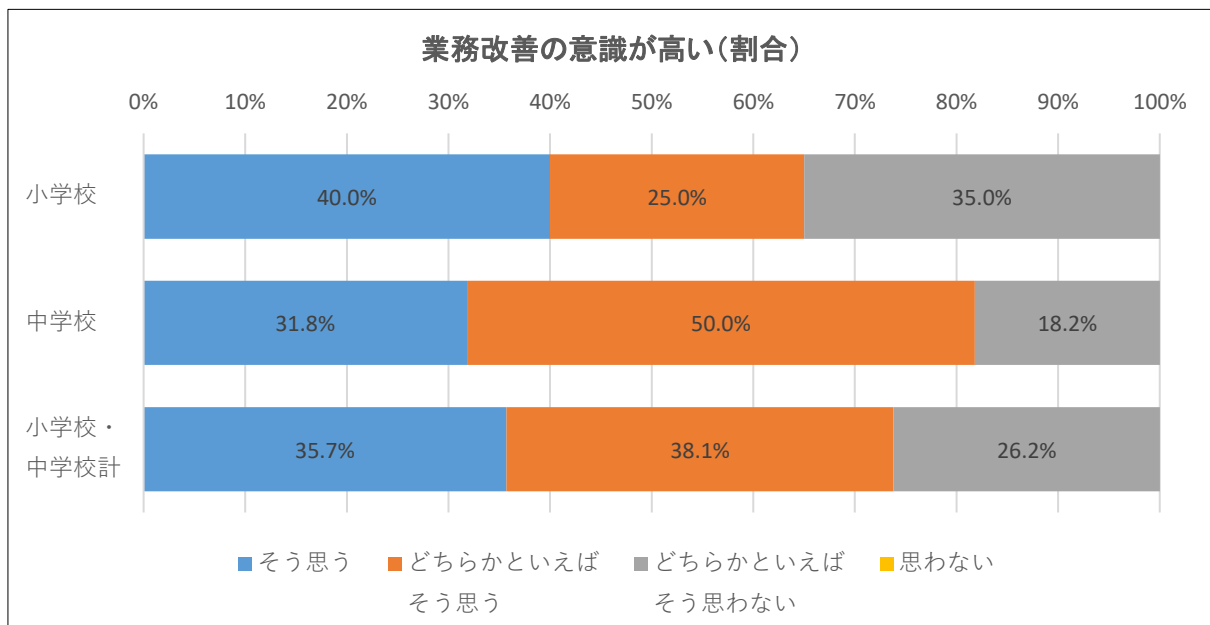
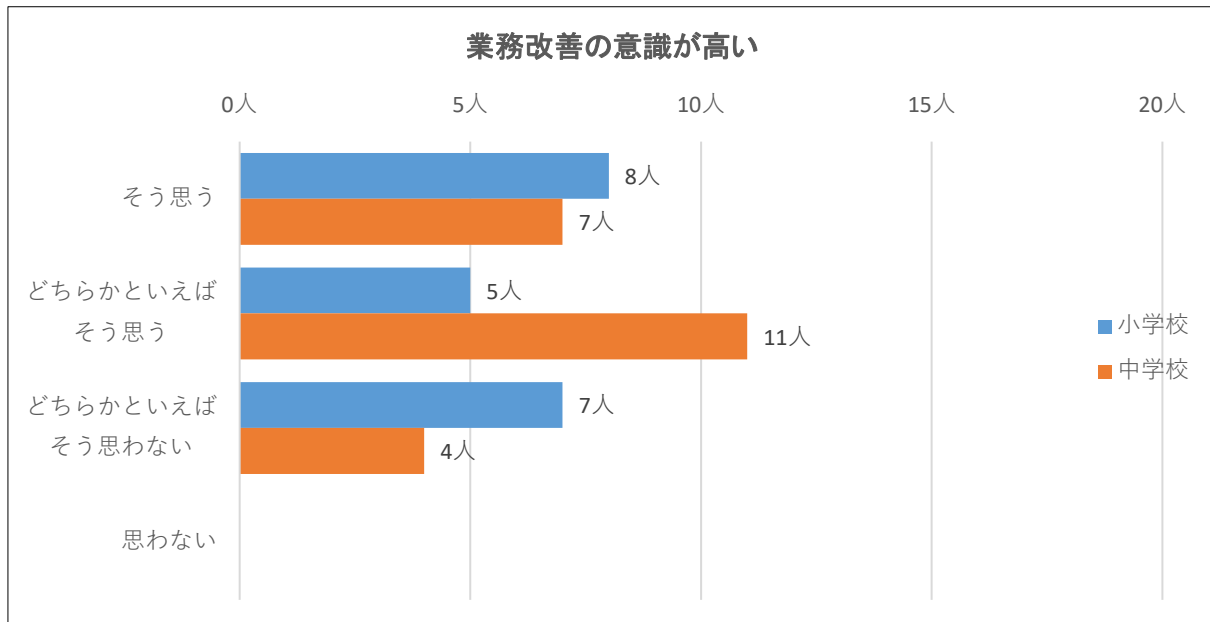
- (1) 小学校 6.3日/人
- (2) 中学校 9.9日/人
- (3) 小学校・中学校計 8.1日/人



3 業務改善の意識

(単位:人)

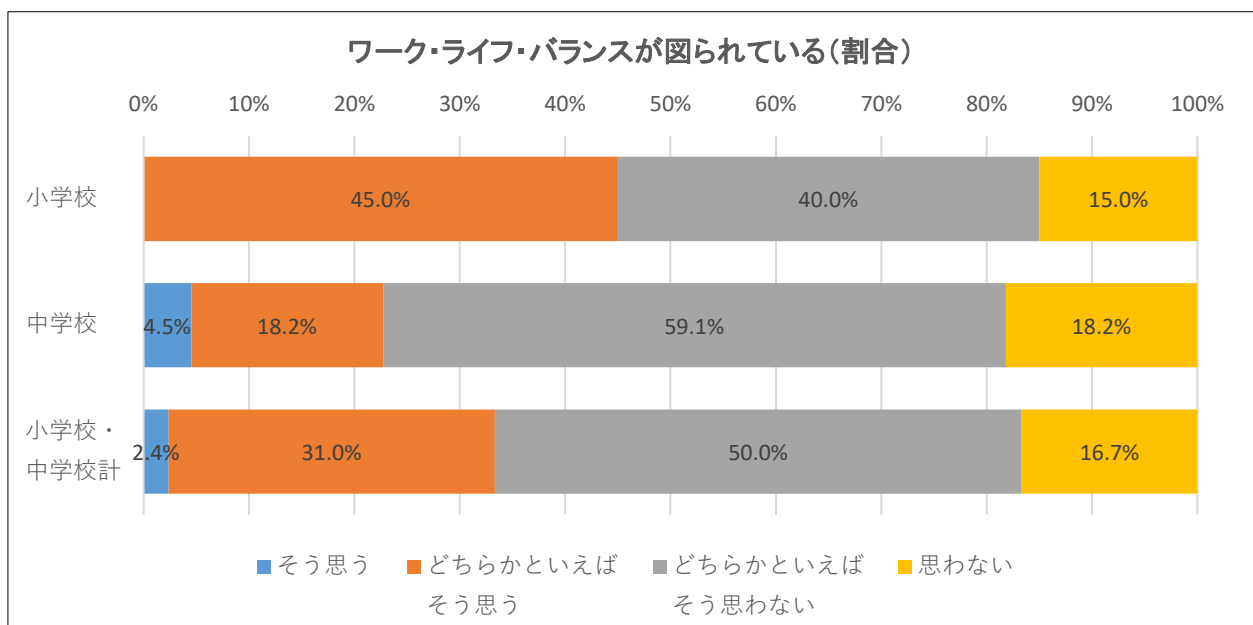
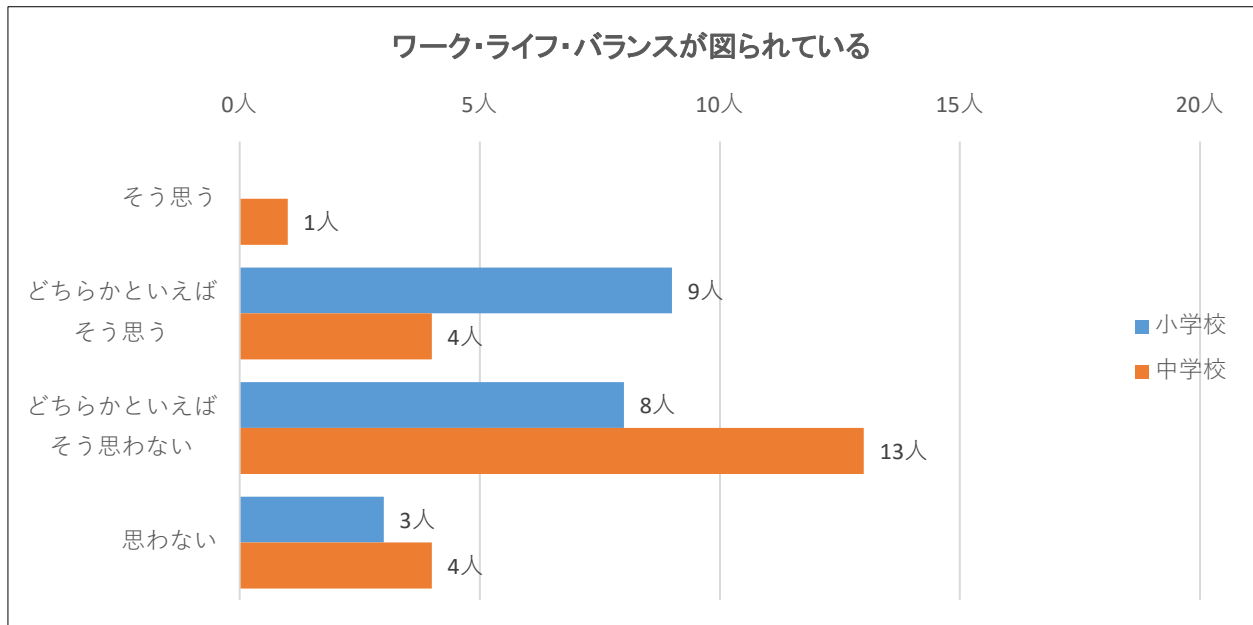
回答項目	小学校	中学校	小学校・中学校計
そう思う	8 (40.0%)	7 (31.8%)	15 (35.7%)
どちらかといえばそう思う	5 (25.0%)	11 (50.0%)	16 (38.1%)
どちらかといえばそう思わない	7 (35.0%)	4 (18.2%)	11 (26.2%)
思わない			
計	20 (100.0%)	22 (100.0%)	42 (100.0%)



4 ワーク・ライフ・バランス

(単位:人)

回答項目	小学校	中学校	小学校・中学校計
そう思う		1 (4.5%)	1 (2.4%)
どちらかといえばそう思う	9 (45.0%)	4 (18.2%)	13 (31.0%)
どちらかといえばそう思わない	8 (40.0%)	13 (59.1%)	21 (50.0%)
思わない	3 (15.0%)	4 (18.2%)	7 (16.7%)
計	20 (100.0%)	22 (100.0%)	42 (100.0%)



令和元年度 勤務実態調査(令和2年1月)浜田市

1 時間外勤務の状況

(単位:人)

時間	小学校		中学校	
	平日	休日	平日	休日
0.0h		2 (10.0%)		1 (6.7%)
0.5h		4 (20.0%)		1 (6.7%)
1.0h		4 (20.0%)	1 (6.7%)	2 (13.3%)
1.5h	3 (15.0%)	2 (10.0%)	2 (13.3%)	
2.0h	1 (5.0%)	4 (20.0%)	1 (6.7%)	3 (20.0%)
2.5h	4 (20.0%)		3 (20.0%)	
3.0h	3 (15.0%)	3 (15.0%)	4 (26.7%)	1 (6.7%)
3.5h	2 (10.0%)	1 (5.0%)		1 (6.7%)
4.0h	4 (20.0%)		1 (6.7%)	5 (33.3%)
4.5h	2 (10.0%)		1 (6.7%)	
5.0h	1 (5.0%)			
5.5h			1 (6.7%)	
6.0h				
6.5h			1 (6.7%)	
7.0h				
7.5h				
8.0h				1 (6.7%)
8.5h				
9.0h				
9.5h				
10.0h				
計	20 (100.0%)	20 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)

時間外勤務の状況

(1) 小学校 (1人当たり月平均)

平日 62.5 h / 月

休日 11.8 h / 月

平日休日計 74.3 h / 月

(2) 中学校 (1人当たり月平均)

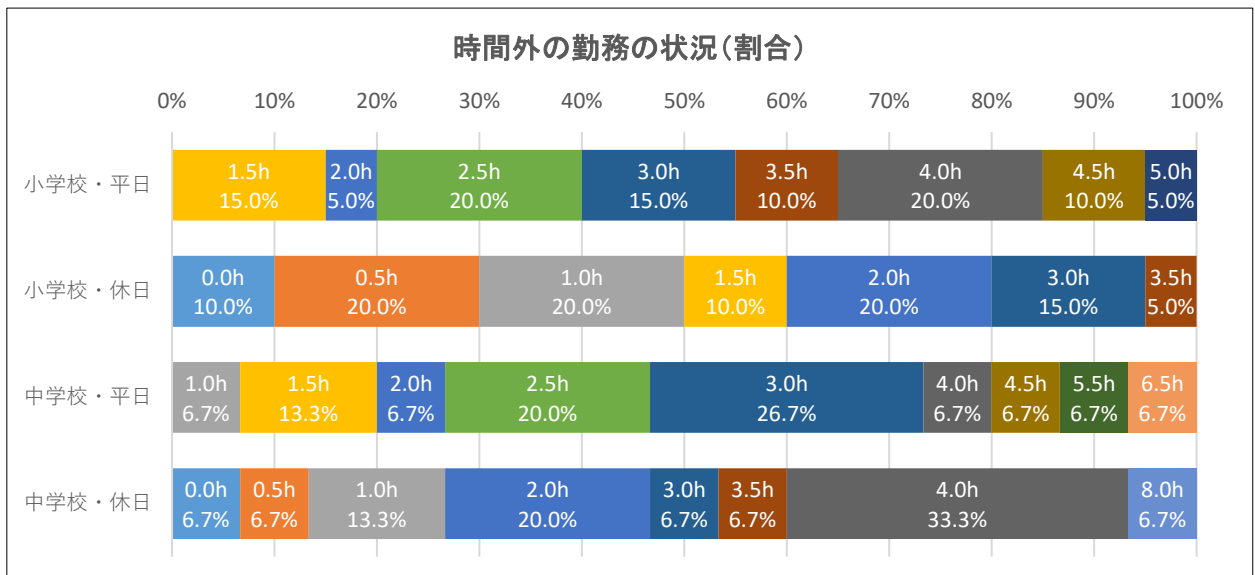
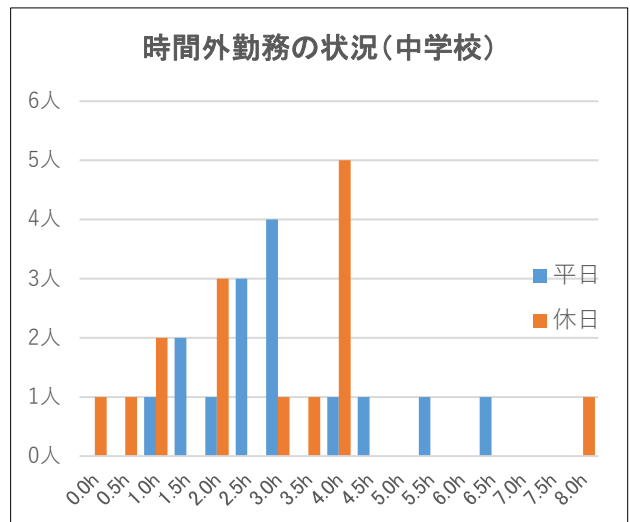
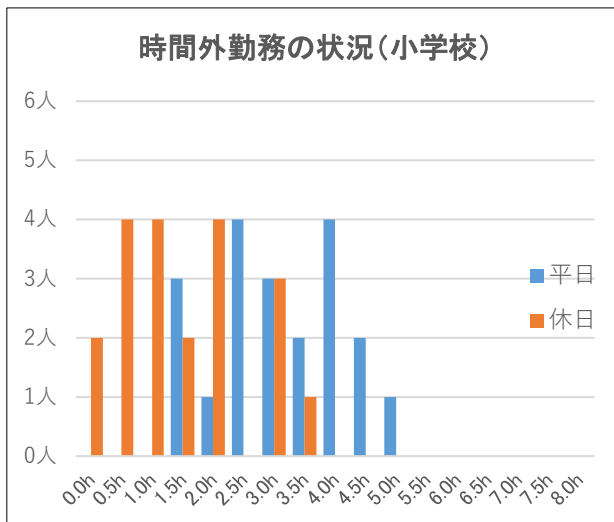
平日 61.3 h / 月

休日 22.9 h / 月

平日休日計 84.2 h / 月

(3) 小学校・中学校計

79.3 h / 月



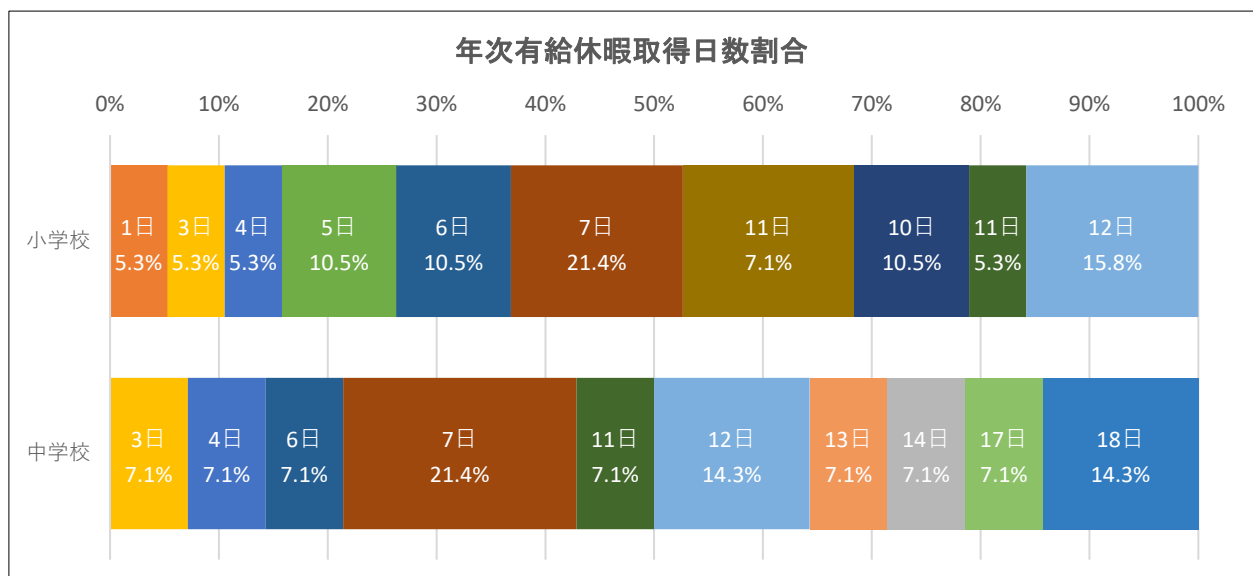
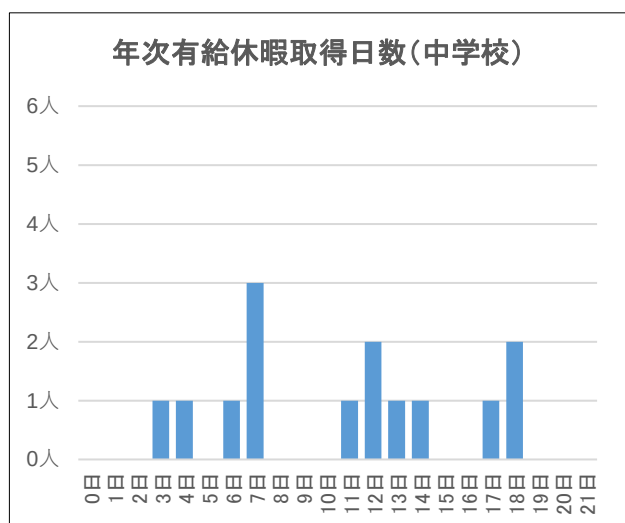
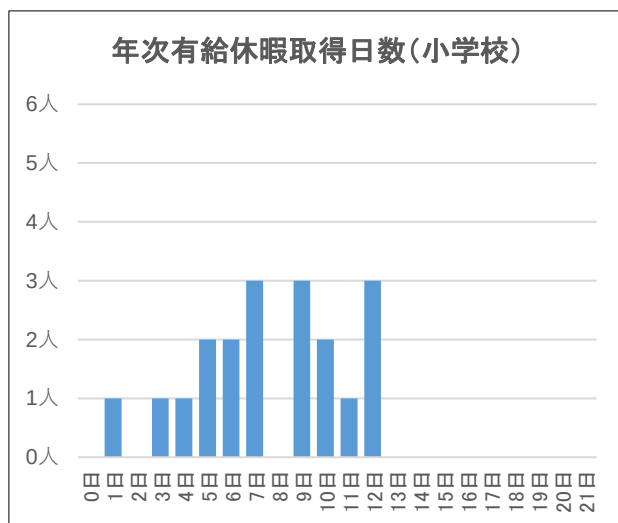
2 年次有給休暇取得日数

(単位:人)

日数	小学校	中学校
0日		
1日	1 (5.3%)	
2日		
3日	1 (5.3%)	1 (7.1%)
4日	1 (5.3%)	1 (7.1%)
5日	2 (10.5%)	
6日	2 (10.5%)	1 (7.1%)
7日	3 (15.8%)	3 (21.4%)
8日		
9日	3 (15.8%)	
10日	2 (10.5%)	
11日	1 (5.3%)	1 (7.1%)
12日	3 (15.8%)	2 (14.3%)
13日		1 (7.1%)
14日		1 (7.1%)
15日		
16日		
17日		1 (7.1%)
18日		2 (14.3%)
19日		
20日		
21日		
計	19 (100.0%)	14 (100.0%)

年次有給休暇1人当たり平均取得日数

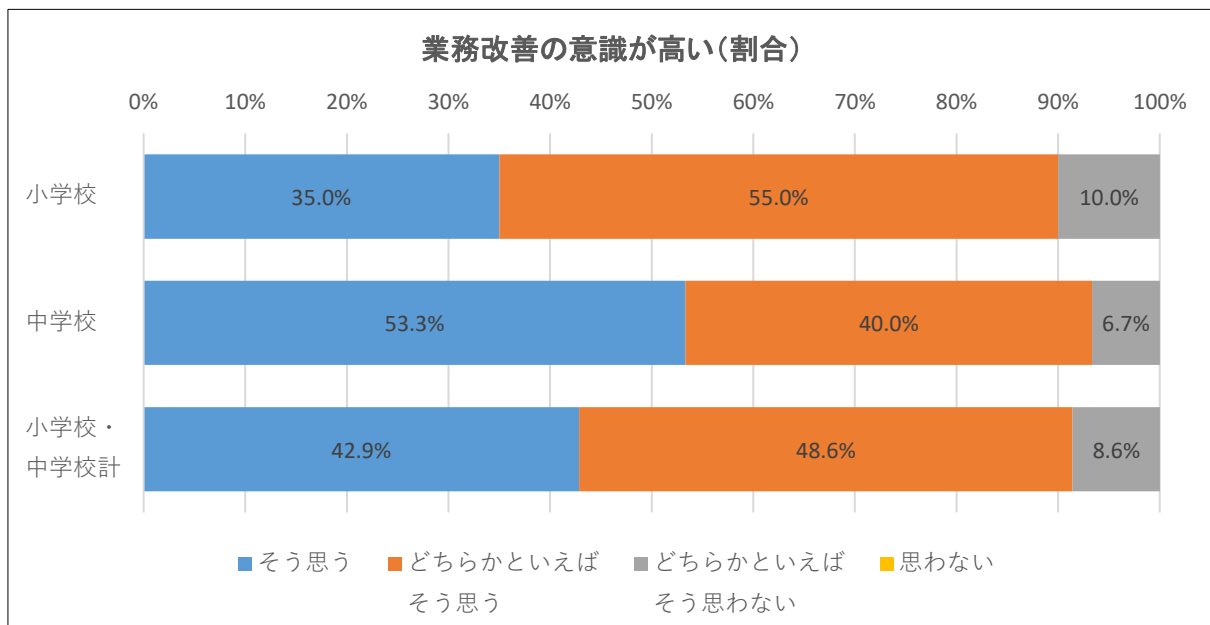
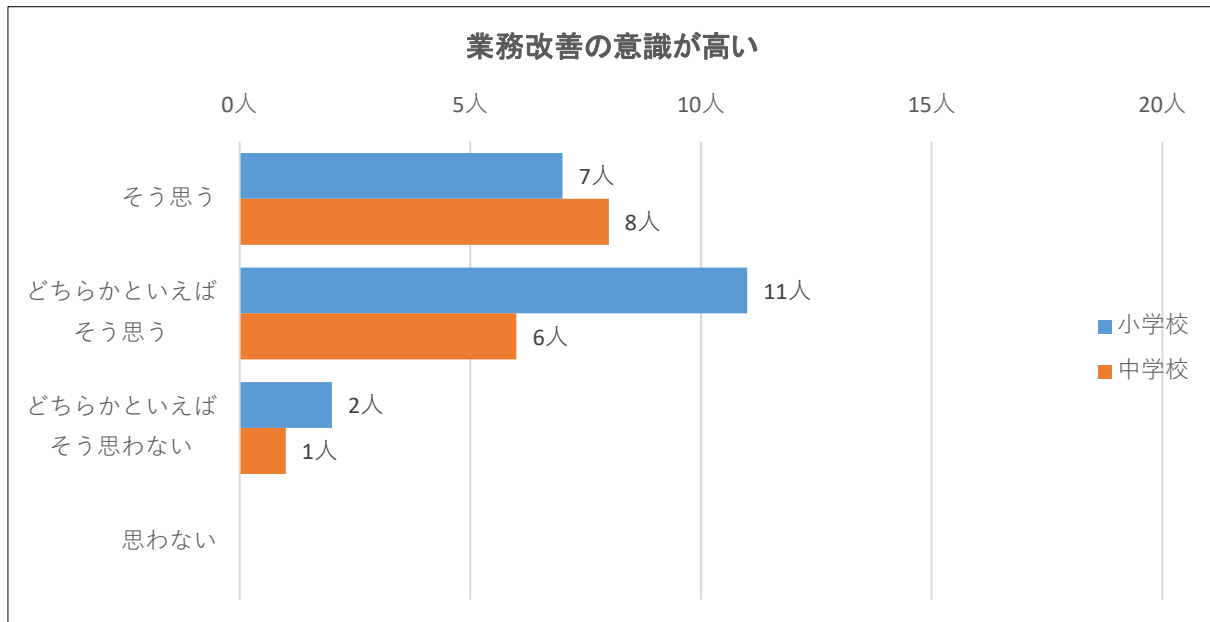
- (1) 小学校 7.6日/人
- (2) 中学校 10.6日/人
- (3) 小学校・中学校計 8.9日/人



3 業務改善の意識

(単位:人)

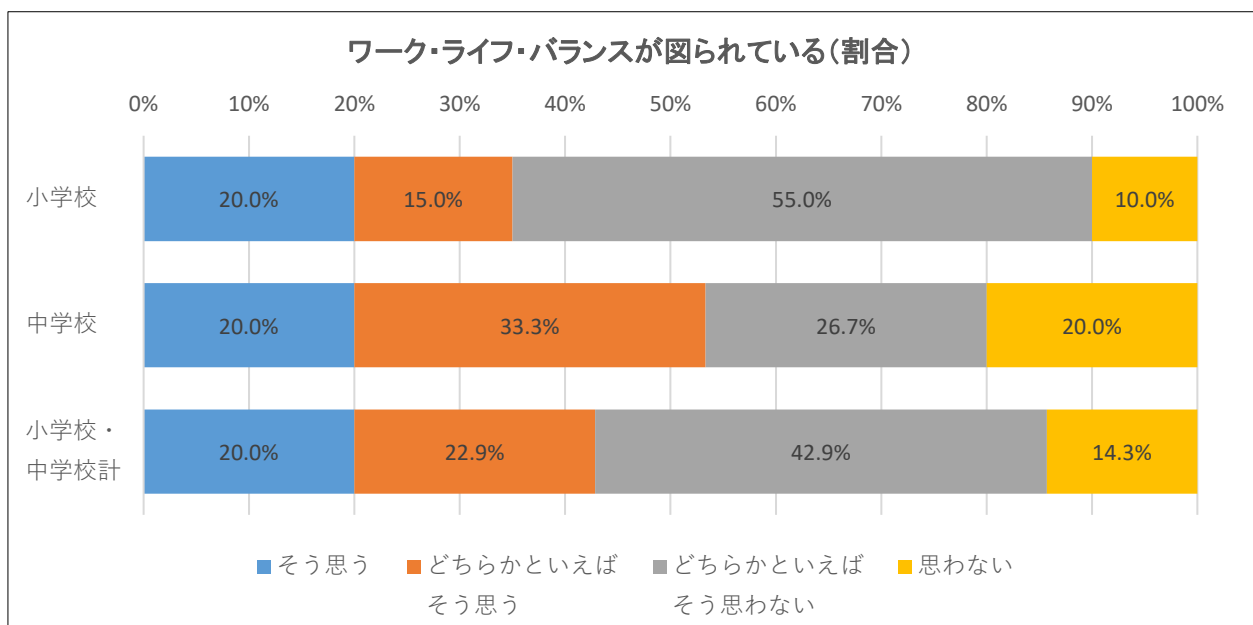
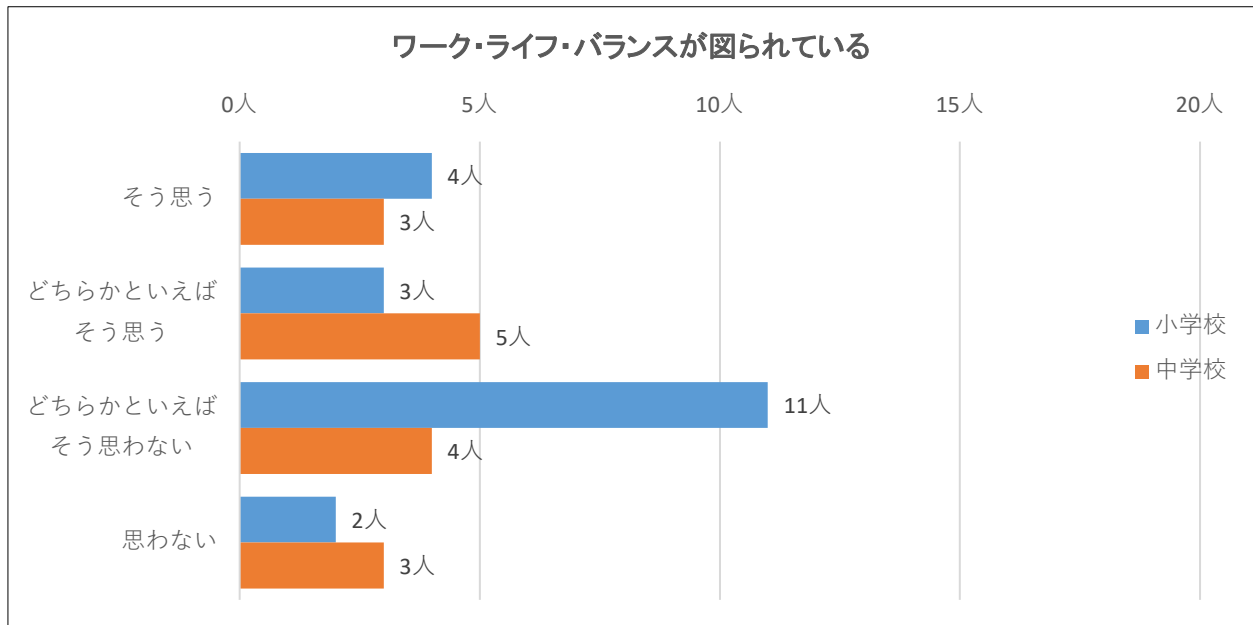
回答項目	小学校	中学校	小学校・中学校計
そう思う	7 (35.0%)	8 (53.3%)	15 (42.9%)
どちらかといえばそう思う	11 (55.0%)	6 (40.0%)	17 (48.6%)
どちらかといえばそう思わない	2 (10.0%)	1 (6.7%)	3 (8.6%)
思わない			
計	20 (100.0%)	15 (100.0%)	35 (100.0%)



4 ワーク・ライフ・バランス

(単位:人)

回答項目	小学校	中学校	小学校・中学校計
そう思う	4 (20.0%)	3 (20.0%)	7 (20.0%)
どちらかといえばそう思う	3 (15.0%)	5 (33.3%)	8 (22.9%)
どちらかといえばそう思わない	11 (55.0%)	4 (26.7%)	15 (42.9%)
思わない	2 (10.0%)	3 (20.0%)	5 (14.3%)
計	20 (100.0%)	15 (100.0%)	35 (100.0%)



【雲城公民館】第 72 回優良公民館文部科学大臣表彰式について

第 72 回優良公民館文部科学大臣表彰式が、文部科学省において開催され、雲城公民館が次のとおり受賞をされましたので報告します。

■ 日 時 令和 2 年 2 月 14 日（金）
13 時 30 分～16 時 15 分

■ 場 所 文部科学省第 2 講堂
（東京都千代田区霞が関）

■ 表彰内容 優良公民館表彰
（表彰基準）地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰する。

■ 被表彰館 浜田市立雲城公民館 館長 岡本修治

■ 主な功績

- 地域にある小学校、中学校と学習のねらいや育てたい力を共有しながら、地域の「ひと・もの・こと」と結ぶ学習や活動を支援している。
- 放課後支援の一つとして、児童クラブと連携し、高齢者との交流や雑巾作りなどの体験活動の場を設定している。
- 中学校の「ふるさと学習」では、キャリア教育の一環として、地域で活躍されている方の仕事への思いや生き方を学ぶ学習の場をコーディネートしている。その際、地元の企業である KFG やアニメクリエイター、若い農業家との連携している。
- ハッチョウトンボを通じた ESD(持続可能な開発のための教育)学習では、これまでの取組みの中で、地域団体、学校、関係行政機関はもちろんのこと、ひろしま NPO センター、島根県立三瓶自然館サヒメル等と連携・協働しながら取組んでいる。

■ 特色ある事業

持続可能な課題解決支援事業（ふるさと郷育推進事業・ふるさと再発見事業）

「ハッチョウトンボを通じた ESD ～持続可能な資源のための学習～」



浜田市野球場電光掲示板竣工セレモニー

- 開催日時 令和 2 年 4 月 11 日（土）9 時 30 分～
- 開催場所 浜田市野球場
- セレモニー 点灯式セレモニー
特別交流試合
第 1 試合 倉敷商業高校 対 浜田高校
第 2 試合 倉敷商業高校 対 浜田商業高校・浜田水産高校（合同チーム）

1 セレモニー開会式 9 時 30 分～

- (1) 整列案内
- (2) 開式の言葉
- (3) 浜田市スポーツ都市宣言（朗読）
- (4) 浜田市長あいさつ
- (5) 来賓あいさつ
浜田市野球連盟会長 須山 隆 様
- (6) 来賓紹介
- (7) 点灯式（スコアボードに点灯表示内容（案））
 - ・祝 竣工 浜田市野球場電光掲示板 令和 2 年 4 月 11 日
 - ・浜田市紹介の画像
 - ・ようこそ浜田市へ 岡山県立倉敷商業高等学校硬式野球部 様
- (8) 閉式の言葉

2 特別交流試合

- ・第 1 試合 10 時 30 分～12 時 30 分 倉敷商業高校 対 浜田高校
- ・第 2 試合 13 時 30 分～15 時 30 分 倉敷商業高校 対
浜田商業高校・浜田水産高校（合同チーム）

3 その他

- (1) 竣工検査日（予定） 令和 2 年 3 月 27 日
- (2) サイズ 16.8m×4.4m
- (3) 機能紹介 全画面[競技・固定、流動メッセージ・カメラ映像・グラフィック]
上記組み合わせ（例）メッセージ+カメラ映像
4 画面に分割可能
スマホでリアルタイムに試合結果が見れるシステム
山陰初のスピードガン整備

令和 2 年 3 月 5 日
総務文教委員会資料
教育委員会生涯学習課

浜田市社会教育推進計画

令和 2 年 2 月

浜田市教育委員会
生涯学習課

浜田市社会教育推進計画

【 目 次 】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 社会教育・生涯学習の振興、推進の意義・・・・・・・・	2
1 社会教育及び生涯学習とは	
2 国及び地方公共団体の任務	
3 社会教育の強み	
4 地域における社会教育の意義と果たすべき役割	
5 新たな社会教育の方向性	
II 浜田市の社会教育・生涯学習の振興、推進・・・・・・・・	6
1 浜田市の目指すまちづくりと人づくり	
2 浜田市の社会教育・生涯学習推進の目的	
3 社会教育・生涯学習推進の目標	
4 浜田市の社会教育・生涯学習推進体制の充実	
5 社会教育・生涯学習の振興、推進の施設整備	
III 推進する諸事業・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1 ふるさと郷育	
2 はまだっ子共育	
3 学びのあるまちづくり	
「浜田市社会教育推進計画」立案の経緯・・・・・・・・	21
【参考資料】	
※教育基本法（抜粋）・・・・・・・・	23
※浜田の海洋教育（構想）・・・・・・・・	24
※「浜田の海洋教育」カリキュラム（小学校の単元構想例）	25
※はまだっ子共育で目指す	
子どもたちに身に付けさせたい力・・・・・・・・	26

はじめに

浜田市は、第2次浜田市総合振興計画の基本構想（平成28年～37年度）を示し、その前期基本計画（平成28年～33年度）、及び浜田市教育振興計画（平成28年～33年度）を策定し、その計画に基づいて具体的な施策を計画的に推進している。

この教育振興計画策定に当たっては、平成27年8月、浜田市社会教育委員の会から「浜田市教育振興計画の見直しにおける社会教育のあり方」という答申が提出されている。さらに、社会教育委員の会は、28年度には家庭教育支援及び図書館に関する2つの意見を提出し、29年度には博物館建設に向けての建議も行っている。

このように、浜田市社会教育委員の会は、浜田市の社会教育の振興・推進について、その進捗状況を把握するとともに、断続的に前向きな提言等を行ってきている。

そのような中、浜田市社会教育委員の会（任期平成30年4月～令和2年3月）において、浜田市の社会教育活動を基礎づける「浜田市社会教育推進計画」を立案することの必要性が提言された。

一方で、平成30年3月、中央教育審議会に対して「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の諮問があるなど、地域や地方公共団体による今後の社会教育の方向性や在り方が問われるようになってきた。

これらを受けて、教育委員会生涯学習課では、現行の教育振興計画に係る社会教育関連事業を着実に推進するとともに、これからの社会教育・生涯学習の振興、推進の意義と方向性を踏まえた社会教育推進計画を立案することとし、その立案過程において適宜社会教育委員の会議に諮ることとした。

立案に当たっては、中央教育審議会答申（平成30年12月）が拠り所になっている。本計画では、目指す市民像を提案するとともに、目的と目標を掲げ、その達成に向けた推進体制や施設整備の方針案を示している。推進する諸事業については、現行の教育振興計画によるものであるが、新たな社会教育の方向性を反映させている。

この社会教育推進計画は、次期浜田市教育振興計画（令和4年度～令和7年度）を策定するに当たって、その社会教育部分を先行的に示した計画として位置付けるものとする。

I 社会教育・生涯学習の振興、推進の意義

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）より

1 社会教育及び生涯学習とは

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されたとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。

生涯学習

国民一人一人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができること。

意図的・組織的な学習

学校教育

学校の教育課程として行われる教育活動

社会教育

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）

家庭教育

親がその子に、家庭内で言葉や習慣など、生きていく上で必要なライフスキルを身に付ける援助をすること。

2 国及び地方公共団体の任務

教育基本法において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされている。

また、社会教育法において、「国及び地方公共団体は、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」とされている。

さらに、「国及び地方公共団体の任務として、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるもの。」とされている。

このように、学習機会の充実、学習環境の充実、社会教育・生涯学習推進体制の充実は自治体行政の重要な任務である。

3 社会教育の強み

社会教育は、そこでの学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものであることがその特徴といえる。特に、他者との交流を通じて、新たな気づきや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられ、戦後の社会教育はこのような強みを生かしながら、学び合い支え合う地域づくりに貢献してきた。

今後、人口減少など社会の大きな変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されている。

とりわけ、地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会というそれぞれの局面において特色や機能を有している。

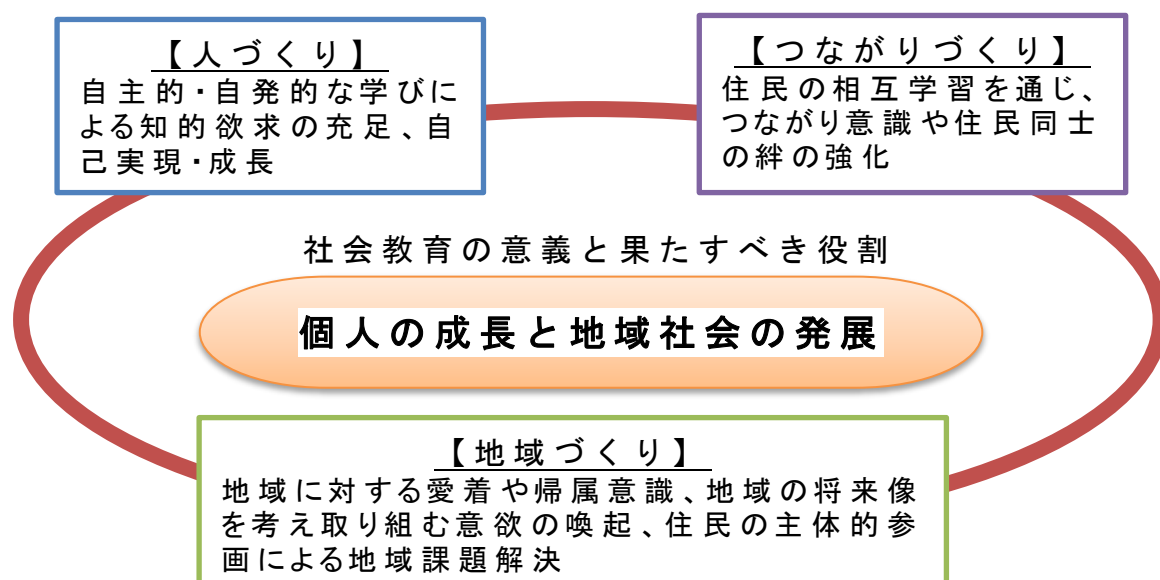
4 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

今後、市民には、人口減少、高齢化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGs※¹に向けた取組等、多様化し複雑化する課題への対応、グローバル化や化学技術・情報化の進展、大規模災害への対応等、必要な知識・技術を学習し、活用する能力を身に付けるなど、社会の変化への対応がより強く求められる。

さらに、人生 100 年時代の到来、Society5.0※²の実現が提唱される中、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要となってくる。

持続可能な地域づくりを進めるためには、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要となってくることから、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を担うこととなる。

社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性は地方行政全体を通じてますます大きくなっている。



※ 1 SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称である。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標である。17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

※ 2 Society5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会を目指すもので、第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

5 新たな社会教育の方向性

社会教育を通じ、最終的に目指すべきは、個人の幸福な人生と、持続可能な活力ある社会の実現であり、その大きな鍵の一つが、「地域づくり」である。

社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ、「地域づくり」に大きく貢献しながらその目的を達成することができるよう、今後は、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

今後、地域において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、以下のような観点を中心に、社会教育の在り方を、より幅広い住民を対象に、より多くの主体との連携・協働により営まれるものへと大きく進化させる必要がある。

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、
つながる
社会教育

Ⅱ 浜田市の社会教育・生涯学習の振興、推進

1 浜田市の目指すまちづくりと人づくり

(1) 第2次浜田市総合振興計画【基本方針】

住みたい、住んでよかった、魅力いっぱい、元気な浜田
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～

- 1 浜田らしい魅力あるまちづくり
- 2 協働による持続可能なまちづくり
- 3 近隣自治体と連携し、県西部の発展をリードするまちづくり

(2) 浜田市のまちづくり大綱

- I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち
- II 健康でいきいきと暮らせるまち
- III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
- IV 自然環境を守り活かすまち
- V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
- VI 安全で安心して暮らせるまち
- VII 協働による持続可能なまち

(3) 浜田市社会教育推進計画で目指す市民像

「社会教育推進計画」の立案に当たって、社会教育委員の会での意見を基に、目指す市民像を次のとおり提案する。

- ・ 夢を持ち郷土を愛する人
- ・ 地域ぐるみで子どもを育み共に高まり合う人
- ・ 生涯にわたって学び続ける人
- ・ 人の絆を大切にし、協働しようとする人
- ・ 主体的に社会参画、貢献しようとする人

2 浜田市の社会教育・生涯学習推進の目的

(1) 持続可能なまちづくり

「人づくり」や「つながりづくり」を通じた「地域づくり」により、学びと活動が循環する持続可能なまちづくりを目指す。

(2) 地域課題解決の進展

地域における学びや活動の場における住民相互のつながりの中で、個人の自立と成長があることによって、主体的な参画による地域課題解決の進展を目指す。

(3) 魅力的な地域づくり

個人の幸せだけでなく、地域活動への住民の主体的参画により、活力ある魅力的な地域づくりを目指す。

3 社会教育・生涯学習推進の目標

(1) ふるさと郷育

子どもも大人も、ふるさとへの理解と愛着を深めようとする学びや取組を通して、ふるさとに誇りと夢を持ち、郷土を愛する人を育む。

(2) はまだっ子共育

学校、家庭、地域社会が協働することによって、地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合い、魅力あふれる地域を創生する。

(3) 学びのあるまちづくり

地域に学ぶ機会があり、学びの成果を地域活動に生かすことで、地域貢献する熱意の醸成、更なる課題解決のための新たな学びを求めるなど、学びと活動が循環する「学びのあるまちづくり」を実現する。

4 浜田市の社会教育・生涯学習推進体制の充実

(1) 社会教育・生涯学習のネットワーク型行政

社会教育・生涯学習に関する行政施策を総合的に推進することとし、ネットワーク型行政として社会教育行政を再構築する。

(2) 社会教育・生涯学習推進の拠点施設

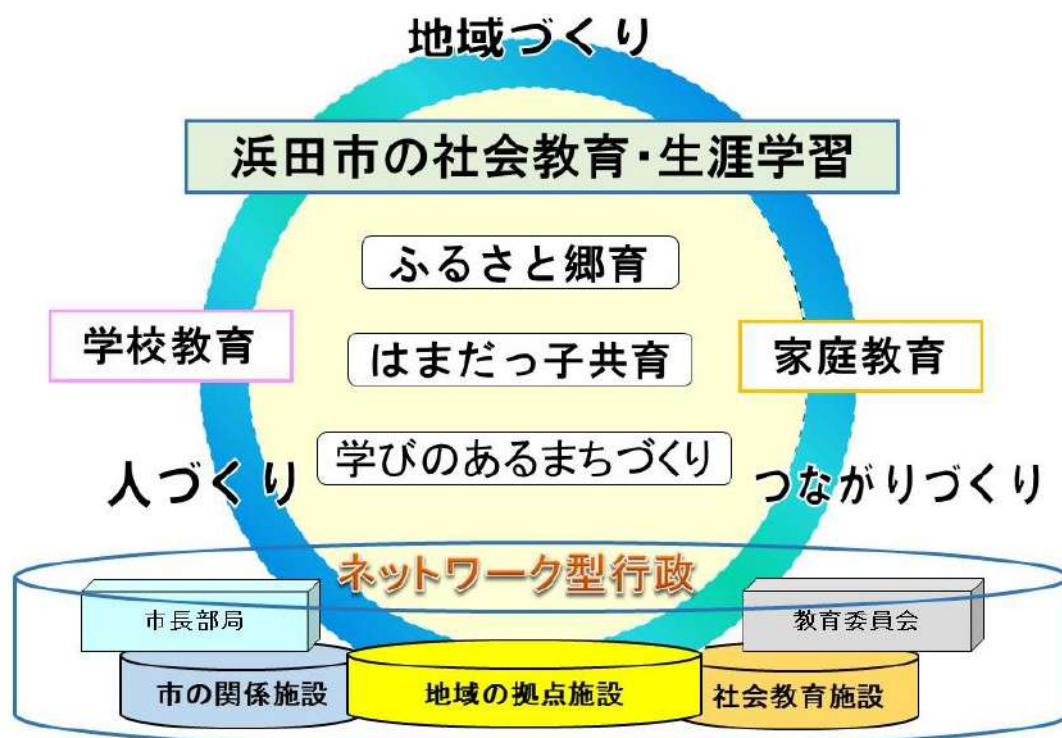
地域の拠点施設には、地域における社会教育・生涯学習推進の拠点としての機能を持たせる。

(3) 地域づくりに資する社会教育の推進

「ふるさと郷育」及び「はまだっ子共育」の理念の基、「学びのあるまちづくり」を促進し、地域づくりに資する社会教育を推進する。

(4) 多様な人材の幅広い活躍の促進

地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込んだり、連携したりするとともに、社会教育主事の配置を継続し、社会教育士の資格取得を推奨する。



5 社会教育・生涯学習の振興、推進の施設整備

地域の拠点施設は、これまでの公民館機能をより充実させるとともに、これからの持続可能な地域づくりの拠点として整備する必要がある。

そのためには、将来の地域を担う子どもたちを含めた全ての地域住民が、ふるさと郷育やはまだっ子共育に主体的に関わり、学びのあるまちづくりが促進される拠点施設となることが求められる。

(1) ふるさと郷育の拠点

地域の「ひと、もの、こと」がふるさと郷育の貴重な教育資源であるという観点から、学校や地域で行う学習や活動が円滑に実施されるための情報収集発信機能を維持できる施設とする。

(2) はまだっ子共育の拠点

地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進するはまだっ子共育には、地域と学校のつながりが必須であるため、学校との円滑な連携が図れるコーディネート機能を維持できる施設とする。

(3) 学びのあるまちづくりの拠点

社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の拠点として、住民の学びと活動の循環機能を維持できる施設とする。

(4) その他の社会教育施設の整備計画

社会教育・生涯学習の振興、推進に当たっては、地域の拠点施設はもとより、広く市民が利活用できる社会教育施設の整備拡充が必要である。

なお、図書館、美術館、博物館、文化施設、スポーツ施設、健康福祉施設などの整備は、関係する部署の諸計画によるものとする。

Ⅲ 推進する諸事業

推進する諸事業は、社会教育・生涯学習推進の目標で掲げた「ふるさと郷育」、「はまだっ子共育」、「学びのあるまちづくり」の３項目について、それぞれの目標達成に向けたものである。

事業の一覧は、次ページのとおりである。

個々の事業については、事業名、その内容と指標を下記のように記載している。各指標の評価規準については、事業ごとに別に定めることとする。

事業名	
事業の内容	
【活動指標】アウトプット	【成果指標】アウトカム
事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。	事業の成果を測る指標。 (事業実施による効果や効用、行動変容)

なお、現行の浜田市振興計画の「社会教育の推進」に含まれる「図書館サービスの充実」、及び「生涯スポーツの振興」と「歴史・文化の伝承と創造」に関わる諸事業については、現行事業の推進計画によるものとする。

Ⅲ 推進する諸事業

1 ふるさと 郷育	(1)学校における 「ふるさと郷育」	①ふるさと教育推進事業
		②自然体験活動推進事業
	(2)浜田の特色を 活かした「ふる さと郷育」	①「人物読本ふるさとの50人」の活用事業
		②海洋教育推進事業
	(3)地域ぐるみの 「ふるさと郷育」	①ふるさと郷育推進事業
		②中山間地域ふるさと郷育推進事業
2 はまだっ 子共育	(1)組織及び体制	①はまだっ子共育運営委員会
		②地域学校協働活動推進員
		③地域学校協働本部、地域学校協働会議
		④家庭教育支援推進チーム
	(2)地域学校協働 活動	①学校支援事業
		②地域学校協働活動推進事業
		③放課後支援事業（放課後子ども教室）
		④地域学習支援事業（勉強の場所づくり）
	(3)家庭教育支援 活動	①H O O P！浜田親子共育応援プログラム活用事業
		②家庭教育支援チーム活用推進事業
		③地域ぐるみの家庭教育支援活動推進事業
	(4)高校・県立学 校・大学等との 連携協働	①教育の魅力化推進事業
		②県立大学地域連携推進事業
3 学びのあ るまちづ くり	(1)社会教育によ る人づくり	①拠点施設の社会教育研修
		②地域づくり社会教育研修
		③地域課題解決に向き合う人づくり事業
	(2)地域住民の主 体的参画、地域 のつながりづく り	①地域学習交流活動推進事業
		②地域貢献活動支援事業
		③防災・防犯地域学習支援事業
		④青少年の健全育成事業
	(3)住民の主体的 な学び	①人権・同和問題学習活動
		②福祉、社会的包摂等、学習機会の提供

Ⅲ 推進する諸事業

1 ふるさと郷育

ふるさとに誇りと夢を持ち、郷土を愛する人を育む。

(1) 学校における「ふるさと郷育」

① ふるさと教育推進事業

ふるさとの「人、もの、こと」の良さを学ぶ学習や活動を支援する。

全ての小学校、中学校で、各学年、年間 35 時間以上実施する。

学校で行う「ふるさと郷育」に関わる地域住民の実数が、年々増加する。

② 自然体験活動推進事業

ふるさとの海・山・川・大地で行う、自然体験活動を支援する。

全ての小学校、幼稚園で実施する。

自然体験活動を支援する地域住民の実数が、年々増加する。

(2) 浜田の特色を活かした「ふるさと郷育」

① 「人物読本 ふるさとの 50 人」の活用事業

既刊の浜田市の人物読本を学校や地域のふるさと郷育に活用する。

小学校 4 年生全員に配布し、全ての小学校で人物読本を活用した学習を行う。

各地域で、人物読本に登場する人物に関する地域学習が実施される。

② 海洋教育推進事業

浜田の海洋教育^{※3}を学校や地域で推進する。

全ての小学校で「浜田の海洋教育」カリキュラム^{※4}を実施する。

海・山・川を活かし、守る活動に発展した取組が各地域で行われる。

※3 海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を活かす」こと、「海を守る」ことの大切さを学ぶ。

※4 浜田の海洋教育（構想）及び「浜田の海洋教育」カリキュラム（小学校の単元構想例）について、参考資料として添付している。

(3) 地域ぐるみの「ふるさと郷育」

① ふるさと郷育推進事業

地域の拠点施設が、単独又は中学校区単位の連携で、小学校や中学校が行うふるさと教育を支援するとともに、地域の自然や人材を活用し、小学生や中学生を対象としたふるさと学習や自然体験活動、宿泊体験活動（通学合宿を含む）等の事業を実施する。

さらに、地域の大人を対象とした地域学習を行い、学習成果を地域に還元したり、地域学校協働活動※⁵に活かしたりする。

(1)地域の拠点施設全てにおいて、小中学生を対象としたふるさと学習を年1回以上実施する。

(2)地域の拠点施設全てにおいて、地域の大人を対象とした地域学習を年1回以上実施する。

(1)地域ぐるみで、地域の良さを小中学生に伝えようとする機運が高まる。参加者数が増加する。

(2)地域学習の成果を発表する機会を持ったり、地域学校協働活動に関わろうとしたりする人が増加する。

※5 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域ぐるみで未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する。

② 中山間地域ふるさと郷育推進事業

中山間地域の拠点施設が、地域課題の発見や解決に向けた活動を推進する地域人材の育成を図り、ふるさとへの愛着を高め、地域ぐるみで子どもを育もうとする活動等を推進する。

中山間地域において、地域課題の発見や解決に向けた人材育成に関わる学びと地域ぐるみの活動を年1回以上実施する。

子どもから大人、高齢者が地域ぐるみで参加する活動により、地域が元気になったと実感される。

2 はまだっ子共育

地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合う。

(1) 組織及び体制

① はまだっ子共育運営委員会

教育委員会に事務局を置き、地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進する。浜田の子どもたちに身に付けさせたい力について、共通認識案を提示する。

毎年度、運営委員会を2回以上開催し、研修会を1回以上実施する。

「はまだっ子共育」の関係機関・団体が連携・協働する体制を確立する。

② 地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動について、総合的調整役を担う者として、教育委員会が委嘱する。

毎年度、全ての中学校区において、1名以上の地域学校協働活動推進員を委嘱する。

地域学校協働活動推進員の活動記録を地域・学校・市教委が共有し、その成果を適正に評価する。

③ 地域学校協働本部、地域学校協働会議

中学校区毎に、地域の実状に応じて、地域学校協働本部を整備し、その推進母体として、地域学校協働会議を設置する。

全ての中学校区において、地域学校協働本部を設置する。毎年度、1回以上、地域学校協働会議を開催する。

地域学校協働本部及び地域学校協働会議の取組に、PDCAサイクルを取り入れ、年々、質的向上が見られる。

④ 家庭教育支援推進チーム

市全体の家庭教育支援活動の効果的な推進、家庭教育支援チームの組織化を推進するために、家庭教育支援推進チームを設置する。

毎年度、市全体の家庭教育支援活動を推進するチームを構成し、推進会議を定期的に開催する。

推進チームにより、各中学校区に一つ以上の家庭教育支援チームの組織化が進む。

(2) 地域学校協働活動

① 学校支援事業

地域住民の学習成果を活かすなど、地域人材による、学校の求める教育活動の支援を推進する。

毎年度、全ての小学校、中学校で、地域住民による学校支援活動が実施される。

学校の教育活動をボランティアで支援する地域住民が増加する。

② 地域学校協働活動推進事業

地域住民の学びと、学校教育として行われる学びが協働的につながる活動を推進する。

全ての小学校、中学校で、地域学校協働プログラム※⁶が作られる。

地域学校協働活動の充実により、学校を核とした地域づくりに向かう体制が整備される。

※ 6 地域学校協働プログラム

地域と学校が協働的につながる学習活動について、より焦点化した取組を深化、発展させ、特色あるプログラムとしてまとめる。当該校の年次計画に生かしたり、他校のモデルにしたりする。

③ 放課後支援事業（放課後子ども教室）

放課後や休日において、全ての子どもたちの安全安心な居場所を確保し、学習や様々な体験や交流活動の機会を定期的継続的に提供する。

全小学校区に、放課後子ども教室が開設され、全ての小学生が、放課後支援の恩恵を受けることができる。

放課後子ども教室を支援する地域住民が増加し、地域ぐるみの子育て支援の輪が広がる。

④ 地域学習支援事業（勉強の場所づくり）

地域の拠点施設や社会教育施設において、小・中・高校生を対象とした「勉強の場所」を設置し、地域で学習を支援する。

全ての地域の拠点施設において、「勉強の場所」を整備し、中・高校生が、学校以外で勉強する時間が増加する。

勉強の場所づくりが児童生徒の学力向上に資するとともに、地域学習支援の機運が高まる。

(3) 家庭教育支援活動

① H O O P ! 浜田親子共育応援プログラム※⁷活用事業

保護者(PTA)を対象とした家庭教育に関する講座の実施、家読やメディアコントロール※⁸の推奨など、学習機会の効果的な提供を行うとともに、親同士の交流を図る。

(1)メディア接触など、未整備のプログラムを完成させる。 (2)プログラムの進行役であるファシリテーターを養成するとともに、家庭教育支援活動の推進者の研修を行う。 (3)全ての幼児教育施設、小学校、中学校で、H O O P ! を年に1回以上活用する。	(1)プログラムについて、市民の認知度がアップする。 (2)家庭教育支援活動の推進者数が増加する。 (3)家庭教育に関する学習活動に参加する保護者(親)の人数が増加する。
---	--

※⁷ H O O P ! 浜田親子共育応援プログラム

島根県教育委員会が構築した親学プログラムに、浜田市教育委員会が考案した乳幼児期のプログラムを合わせたものを「H00P! 浜田親子共育応援プログラム」と称し、浜田市教育委員会の指導のもと実施する。

※⁸ 家読(うちどく)とメディアコントロール

家読は、家庭読書を推進する取組である。メディアコントロールは、家読とともにメディアとの適切な関わり方について考えて行こうという取組である。

② 家庭教育支援チーム活用推進事業

地域ぐるみの家庭教育支援活動をコーディネートするとともに、様々な家庭の状況に応じて、チームによる情報提供や相談対応を実施する。

中学校区単位に、家庭教育支援チームを結成する。	チームによる情報提供や相談活動の機会が増加し、地域における家庭教育支援活動数が増加する。
--------------------------------	---

③ 地域ぐるみの家庭教育支援活動推進事業

親子や三世代での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開するとともに、親世代の参画を促す。

全ての地域の拠点施設で、親子・三世代交流活動を実施する。	地域ぐるみの家庭教育支援活動に主体的に参画しようとする親世代が増加する。
-------------------------------------	---

(4) 高校・県立学校・大学等との連携協働

① 教育の魅力化推進事業 ※ 9

地域とともにある高校の魅力化を推進する。

県立の特別支援学校と連携・協働を推進する。

(1) 市内 3 高校で、高校魅力化コンソーシアム※10 が構築され、魅力化事業が円滑に推進される。

(2) 市内の県立特別支援学校 2 校と国府公民館の連携事業を継続的に実施する。

(1) 市内 3 高校の生徒数が確保され、魅力ある高校づくりが浜田地域のまちづくりに資する。

(2) 特別支援学校が立地する地域において、特別支援教育への理解が進み、地域と当該校との関係性が向上する。

※ 9 教育の魅力化

島根県が目指す「教育の魅力化」とは、島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくことである。

※ 10 高校魅力化コンソーシアム

教職員・生徒・保護者・市町村・小中学校・大学・社会教育機関・地元企業・地域住民・関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制を構築する。

② 県立大学地域連携推進事業

県立大学地域連携推進センター※11 との連携、協働を推進する。

県立大学の学生が、地域活動に気軽に参加したり、学校や地域のニーズに大学が容易に協力や支援したりできる体制を強化する。

県立大学と地域とが連携協働で行う事業が各地で実施され、大学のあるまちづくりが進む。

※ 11 県立大学地域連携推進センター

大学が地域社会との連携を深め、地域活性化に貢献していくために設けられた、地域と大学をつなぐ総合窓口。

「はまだっ子共育」は、浜田の子どもたちに身に付けさせたい力について、地域、学校、家庭（保護者）が共有しながら取り組む。



浜田の子どもたちに身に付けさせたい力については、はまだっ子共育運営委員会で共通認識案を提示する。 ※参考資料

3 学びのあるまちづくり

学びと活動が循環する学びのあるまちづくりを実現する。

(1) 社会教育による人づくり

① 拠点施設の社会教育研修

地域の拠点施設の施設長及び従事者の社会教育研修を充実させる。

地域の拠点施設の施設長及び従事者対象の社会教育研修を年2回以上実施する。

地域の拠点施設の施設長及び従事者が、社会教育の観点から、学びのあるまちづくりをリードしようとする。

② 地域づくり社会教育研修

地域づくりを担う地域活動のリーダー等を対象とする社会教育研修を実施する。

地域づくりを担う地域活動のリーダー等を対象とする社会教育研修を年2回以上実施する。

各地域において、地域活動を主体的に推進しようとするリーダーや協力者が増加する。

③ 地域課題解決に向き合う人づくり事業

地域の拠点施設において、地域の実態と課題を住民自身が把握・共有し、当事者意識を高めて課題に向き合う活動や人づくり事業に取り組む。

全ての地域の拠点施設が、地域課題に向き合う活動や人づくりに関する事業を計画し、実施する。

地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材が、社会教育を基盤とした地域づくりを推進する。

(2) 地域住民の主体的参画、地域のつながりづくり

① 地域学習交流活動推進事業

地域で、住民交流や世代間交流などつながりづくりを目指した地域学習交流を推進する。

全ての地域の拠点施設が、学習を伴う住民交流や世代間交流などの地域活動を年2回以上実施する。

地域の拠点施設における地域学習交流活動が、持続可能な地域づくりにつながる。

② 地域貢献活動支援事業

住民の社会参画、地域貢献団体・ボランティアグループの組織化を促進、支援する。

地域の拠点施設において、地域貢献団体、ボランティアグループの組織化が進む。

社会参画や地域貢献をしようとする元気な地域住民が増加する。

③ 防災・防犯地域学習支援事業

地域における防災や防犯に向けた学習活動を支援する。

地域の拠点施設において、地域における防災や防犯に向けた学習活動を年1回以上実施する。

自主防災組織が実働的に動いたり、地域防犯活動が展開されたりする安心安全のまちづくりが進む。

④ 青少年の健全育成事業

地域ぐるみで青少年の健全育成を目指す。

各地域の実態に応じて、青少年の健全育成事業を実施する。

学びと活動が循環するような事業の見直しが図られ、地域ぐるみの青少年健全育成が進む。

(3) 住民の主体的な学び

① 人権・同和問題学習活動

市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和問題学習を、地域や関係機関と連携して推進する。

地域の拠点施設において、年1回以上の人権・同和問題学習の取組を実施する。

人権・同和問題学習の裾野を広げることで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりが進む。

② 福祉、社会的包摂等、学習機会の提供

高齢者福祉、障がい者福祉、社会的包摂※¹²等、地域社会の身近な課題解決に向けた学習の機会を提供する。

地域の拠点施設において、地域社会の身近な課題解決に向けた地域学習を年1回以上実施する。

地域学習への参加者数が増加し、「生涯にわたって学び続ける人」を目指す機運が上昇する。

※12 社会的包摂

社会的包摂とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除の反対の概念である。

今後の社会教育においては、年齢・性別・障がいの有無・国籍・所得等に関わりなく、全ての住民が分け隔てなくその活動に参画し、地域社会の構成員として社会参加できるよう、社会的包摂の観点に一層留意する必要がある。

「浜田市社会教育推進計画」立案の経緯

【平成 30 年度】

5 月 9 日	第 1 回 社会教育委員の会
社会教育委員の会の意見として、「浜田市社会教育推進計画」立案の必要性について提言する。	
7 月 18 日	第 2 回 社会教育委員の会
教育委員会生涯学習課では、これからの社会教育・生涯学習の振興、推進の意義と方向性を踏まえた社会教育推進計画を立案することとし、その立案過程において適宜社会教育委員の会議に諮ることとした。	
9 月 25 日	第 3 回 社会教育委員の会
社会教育計画立案に向けて、近隣市町の社会教育計画を参考にしたり、浜田市社会教育アドバイザーからの指導助言を得たりしながら、意見交換を行う。	
10 月 29 日	第 4 回 社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の枠組み、骨子（案）について、意見交換、検討協議をする。	
11 月 21 日	第 5 回 社会教育委員の会
中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申（案））」の内容について研修するとともに、浜田市社会教育推進計画（案）について意見交換、検討協議をする。	
1 月 15 日	第 6 回 社会教育委員の会
社会教育委員の会として、公民館のコミュニティセンター化の方向性に係る緊急提言を行うこととした。 中央教育審議会の答申（平成 30 年 12 月）「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を受けて修正した浜田市社会教育推進計画（案）について意見交換を行う。	
2 月 14 日	第 7 回 社会教育委員の会
公民館のコミュニティセンター化の方向性に係る緊急提言の最終案を協議、決定する。 浜田市社会教育推進計画 30 年度末中間報告（案）について意見交換を行う。	
3 月 20 日	第 8 回 社会教育委員の会
社会教育委員の会が、「公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言」（提言）を行う。	

【令和元年度】

5月9日	第1回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の立案に向けて、意見交換を行う。	
6月18日	第2回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画（案）について、意見交換を行う。 社会教育に関するアンケート調査は実施しないこととする。	
7月16日	第3回社会教育委員の会
社会教育委員の会の意見を踏まえて、推進の柱を見直した浜田市社会教育推進計画（案）について、意見交換、検討協議をする。	
9月24日	第4回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画（最終案）を提示し、意見交換を行う。 成果指標の内容などの修正意見を反映することとする。	
11月19日	第5回社会教育委員の会
浜田市社会教育推進計画の立案についての検討を終了する。 以後、教育委員会に委ねることとする。	

浜田市社会教育委員名簿（平成30年4月1日～令和2年3月31日）

1	佐堂 潔	平成30年4月～平成31年3月	校長会選出
	加藤 道夫	平成31年4月～令和2年3月	
2	佐々木 慎司	平成30年4月～平成31年3月	浜田市PTA連合会選出
	分石由紀江	令和元年5月～令和2年3月	
3	瀧口 嘉輝		浜田市公民館連絡協議会選出
4	桑原 徹		みすみスポーツクラブ 会長
5	山崎 晃	平成30年4月～平成31年3月	浜田市文化協会 会長
	田中耕太郎	令和元年5月～令和2年3月	
6	鶴原 理子		H00P!ファシリテーター
7	鎌田 由美		しまね子どもの読書等推進の会浜田支部代表
8	山崎 壽松		全日本同和会島根県連合会浜田支部長
9	栗栖 真理		はまだっ子共育統括コーディネーター
10	野田美和子		公民館運営推進員・学校評議員
11	拝上 理恵		主任児童委員
12	日下田周之		杵束公民館長
13	富金原 完		教育行政経験者

参考資料

教育基本法（抜粋）

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

浜田の海洋教育（構想）

～浜田の海（山・川）に親しむ、知る、活かす、守る、共に生きる～

浜田市教育委員会

海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を活かす」こと、「海を守る」ことの大切さを学ぶ学習です。

浜田の海洋教育は、浜田の魅力である海をテーマとした学びを深めるとともに、海に注ぐ水の流れにも着目することによって、浜田市全域でふるさとの海、森林、そして河川に関わる様々な学習を行い、ふるさとに対する愛着を深め、ふるさを誇りに思い、持続可能なふるさとのために何ができるかを考え行動する子どもたちを育てます。

海（山・川）に親しみ、豊かな感受性や興味関心等を培い、それに進んで関わろうとする。

海に親しむ

海を知る

海（山・川）の自然や資源、それを取りまく人や社会との深い関わりやその歴史について関心をもち、進んで調べようとする。

海を活かす **海と共に生きる** **海を守る**

海（山・川）の資源活用、世界とつながる船舶輸送について理解し、それらを持続的に活かすことの大切さを理解しようとする。

海（山・川）の環境について調べる活動やその保全活動などの体験を通して、環境保全に主体的に関わろうとする。

次代を担う子どもたちが、ふるさとの海（山・川）と共に生きる意識とその資質・能力を身に付けることができるように、学校は、浜田の海（山・川）に関連した関係機関、団体等と連携協働しながら浜田の海洋教育の推進を図ります。地域においては、ふるさと郷育及びはまだっ子共育で推進します。

「浜田の海洋教育」カリキュラム(小学校の単元構想例)				
				浜田市教育委員会
【目的】				
浜田の海洋教育は、浜田の魅力である海をテーマとした学びを深めるとともに、海に注ぐ水の流れにも着目することによって、浜田市全域でふるさとの海、森林、そして河川に関わる様々な学習を行い、ふるさとの愛着を深め、ふるさとを誇りに思い、ふるさとのために何ができるかを考え、行動する子どもたちを育てます。				
【内容例】 学年別 単元名 (教科等とのつながり)、関係機関・団体等、ふるさと郷育、はまだっ子共育との関連				
目 標	海(山・川)に親しむ	海(山・川)を知る	海(山・川)を活かす	海(山・川)を守る
	ふるさとの海(山・川)に親しみ、豊かな感受性や興味関心等を培い、それに進んで関わろうとする。	海(山・川)の自然や資源、それを取りまく人や社会との深い関わりやその歴史について関心をもち、進んで調べようとする。	海(山・川)の資源活用、世界とつながる船舶輸送について理解し、それらを持続的に活かすことの大切さを理解しようとする。	海(山・川)の環境について調べ活動やその保全活動などの体験を通して、環境保全に主体的に関わろうとする。
1・2年	海辺を歩いてみよう(生)	海の生き物(国)	ふるさとの海の良さ(生)	きれいな海を守ろう(生)
	◎海辺の生き物を見付けよう ・海辺探検(アクアスの支援)	◎海の生き物の名前を調べよう ・アクアスに行こう	◎海の行事や活動に参加しよう ・海の日、海のおまつり(郷育)	◎海辺のゴミを拾おう ・地域との協働活動(共育)
	森を歩いてみよう(生)	森の生き物(国)	ふるさとの山の良さ(生)	山の自然を守ろう(生)
	◎森の良さを感ぜよう ・森の中に何があるかな	◎森の生き物の名前を調べよう ・図書館活用の調べる学習	◎山の行事や活動に参加しよう ・山菜採り、ウオーク(郷育)	◎植林活動に参加しよう ・地域との協働活動(共育)
	川辺で遊ぼう(生)	川の生き物(生)	ふるさとの川の良さ(生)	きれいな川を守ろう(生)
3・4年	◎川辺を探検しよう ・水の流れ、水の中の様子	◎川の生き物の名前を調べよう ・ザリガニ釣り、水中の生き物	◎川の行事や活動に参加しよう ・川遊び、川下り(郷育)	◎川にゴミを捨てない ・地域との協働活動(共育)
	浜辺で遊ぼう(生)	海の乗り物(国)	浜田の美味しい魚(生)	海を守る気持ちを表そう(図)
	◎浜辺の良さを感ぜよう ・砂の芸術・砂浜運動会	◎船について調べよう ・図書館活用の調べる学習	◎びーびー?どんちっち? ・魚屋さん、かまぼこ屋さん	◎海の絵を描こう ・アクアスの海
	海辺の探検に行こう(総)	海の生き物(総・国)	各地とつながる浜田の海(総)	海の環境保全に取り組もう(総)
	◎海の生き物を育てよう ・海の生き物採取、釣り ◎海に関する施設を見学しよう ・海洋館アクアス訪問	◎海の生き物について調べよう ・海の魚(アクアス) ・サケの放流(下府川を楽しむ会) ・海藻(浜田の海で生活する会)	◎浜田の港がどこにつながっているか? ・出前授業 (浜田港湾振興センター)	◎海の漂流物・ゴミはどこから来たのか調べよう(海岸清掃) ・海洋環境教室 (浜田海上保安部)
5・6年	山の自然にふれよう(総)	山や森の生き物(国)	ふるさとの山の良さ(総)	山の自然を守ろう(総)
	◎山探検をしよう ・安全な山歩き	◎森の生き物の名前を調べよう ・図書館活用の調べる学習	◎山の行事や活動に参加しよう ・山菜採り、ウオーク(郷育)	◎植林活動に参加しよう ・地域との協働活動(共育)
	水の流れを感じよう(総)	川の生き物(総・国)	ふるさとの川の良さ(総)	きれいな川を守ろう(総)
	◎沢登り探検をしよう ・川遊び、カヌー	◎川の生き物の名前を調べよう ・出前授業(アクアス)	◎川の行事や活動に参加しよう ・川遊び、川下り(郷育)	◎川の環境保全を考えよう (浜田市環境課)
	海洋活動を体験しよう(総)	海の仕事を体験しよう(総)	ふるさとの海の良さ(生)	海を守る気持ちを表そう
5・6年	◎船に乗ろう ・水産高校練習船、クルーズ船 ◎ロープの結び方 ・ロープワーク(海洋少年団)	◎海にかかわる仕事 ・水産加工体験(水産高校) ・藻塩作り (浜田の海で生活する会)	◎海の行事や活動に参加しよう ・海の日、海のお祭り(郷育) ◎命を守る海の安全 (ライフセービングクラブ)	◎海の絵を描こう(図) ・未来に残そう青い海(応募) ◎浜田の海をきれいにしよう(総) ・海岸清掃活動
	海の楽しさを体験しよう(体)	海の自然、環境(理)	水産資源の有効活用(社)(総)	海の環境保全に取り組もう(総)
	◎マリンスポーツを楽しもう ・カヌー(三隅B&G) ・SUP(海で生活する会) ・カッター(水産高校) ◎海を楽しもう ・魚釣り教室、藻塩作り	◎海の生き物について調べよう ・魚の生き物と環境(アクアス) ・魚の誕生、生態(浜田近海) (島根県水産技術センター) ◎大地のつくりを学ぼう ・量ヶ浦見学(地域講師)	◎浜田の水産業を学ぼう ・浜田の漁業(JFしまね) ・ヒラメの養殖、放流 (島根県水産振興協会) ・浜田の水産加工業 (浜田水産加工業協同組合)	◎日本の水産業と海洋環境 ・図書館活用の調べる学習 ・海藻と環境との関係 (島根県水産技術センター) ◎漂流ゴミ問題解決に向けて ・プラスチックごみ、海岸清掃
	山・川での体験活動(体)(総)	海で働く人々の生活(社)	ふるさとの食文化(食育)	山・川の豊かな水の流れ(総)
	◎自然体験活動を楽しもう ・沢登り体験 ・スキー、そり、スケート体験 ・雪合戦	◎海の仕事について調べよう ・漁船、魚市場、海産物 ・干物、缶詰、海料理 ・輸送船、港、海上保安部	・浜田の特色ある魚料理 (食育推進団体) ・川の生き物 ・山の食材	◎豊かな森林を守ろう ・地域との協働活動(共育) ◎きれいな河川を守ろう ・地域との協働活動(共育)
5・6年	海洋活動を体験しよう(総)	「みなと浜田」の歴史と文化(社)	世界とつながる浜田(社)	海を守る気持ちを表そう
	◎海洋少年団の活動 ・ロープワーク、手旗信号 (浜田海洋少年団) ◎命を守る海の安全 ・救急法、ライフセービング (ライフセービングクラブ)	◎「みなと浜田」の歴史と文化を調べよう[ふるさとの50人] ・北前船の歴史と恩恵 (日本遺産) ・「みなと浜田」を調べる (浜田港湾振興センター)	◎浜田の海運業を学ぼう ・浜田港の整備計画、推移 ・浜田の商港 (浜田港湾振興センター) ・浜田の貿易 (神戸税関浜田支署)	◎海の絵を描こう(図) ・校内スケッチ会 ◎海の風を感じよう(体) ・海浜マラソン、ウオーク ◎海への感謝をこめて(音) ・海之歌
※(生):生活科 (国):国語 (社):社会 (理):理科 (音):音楽 (図):図画工作 (体):体育 (総):総合的な学習の時間 (食育):食に関する教育 (共育):はまだっ子共育・地域学校協働活動 (郷育):ふるさと郷育				

はまだっ子共育で目指す

浜田の子どもたちに身に付けさせたい力

(共育運営委員会が、令和元年9月に示した共通認識案)



ふるさとを愛し、自分を高め、
周りつつながり、自分に自信を持つ。

ふるさとを愛し	郷土愛	・ふるさとの良さを味わい、豊かな感性を身に付ける。	ふるさと愛 地域貢献
		・ふるさとを愛し、誇りに思う。	
		・地域の良さを知り、他者に伝える。	
		・地域にとけこみ、大人と活動を共にする。	
		・地域に貢献できることを考え、行動しようとする。	
自分を高め	向上心	・自分で考える。自分で決める。	思考力 判断力
		・他者の話をよく聞き、自分の考えと比べる。	表現力 発信力・行動力
		・自分の考えを積極的に伝える。	集中力・持続力 適応力
		・集中する。粘り強く続ける。しなやかに対応する。	主体性 探求心・情熱
		・主体的に課題を見つける。前向きに目標を設定する。	
周りつつながり	連帯感	・他者を共感的に深く思う。	共感性 思いやり
		・他者と協力し、良好な人間関係を築く。	協調性・コミュニケーション力
		・周りの人に、自分から声掛けやあいさつをする。	地域力 あいさつ
		・お互いを尊重する。感謝の気持ちを伝える。	人権尊重 感謝・敬意
		・命を大切にする。人や動植物に優しくする。	大切な命 豊かな愛情
自分に自信を持つ	自尊心	・自分の良さを受け止め、自分を大切にする。	自尊感情
		・自分のことを認め肯定する。	自己肯定感
		・自分が周りの人に役立っていると感じる。	自己有用感
		・自分を客観的に見る。	自己理解 メタ認知
		・自らの考えで行動し、自分をコントロールする。	自主性 自己抑制

防災行政無線の検討状況について

当市では、現行の防災行政無線の老朽化による更新に伴い、次世代の防災情報伝達システムを導入するため、防災情報ワーキンググループを設置し、検討しているところです。

1 経過報告

令和元年

- ・7月 中山間地域対策プロジェクトチーム会議に、防災情報ワーキンググループを設置。
- ・5月 CATV を活用した告知端末システムの視察（松江市、出雲市）。
- ・8月、11月 携帯電話利用情報発信システムのデモンストレーションを実施。
- ・10月 ポケベル周波数戸別受信機の視察（岡山県高梁市）。

令和2年

- ・2月 CATV と連動した携帯電話利用情報発信システムのデモンストレーションを実施。

2 検討中のシステム

項目	①同報系デジタル 防災行政無線	②ポケベル周波数 デジタル同報無線	③ケーブル回線網 FM 告知端末	④携帯電話網シス テム（アプリ等）
送信方法	専用周波数 60MHz 無線デジタル波	専用周波数 280MHz 無線デジタル波	ケーブルテレビ回線 （有線）	携帯電話周波数 無線デジタル波
特徴	高価だが、信頼性、 安定性が高い。	電波特性により、 屋内端末にも電波 が届きやすい。	自治会単位の放送 や、CATV からのラジ オの再送信が可能。	双方向通信による 安否確認が可能で、 導入費用が安価。

石見交通路線バスの路線廃止及び減便に係る説明会の 開催状況等について

1 住民説明会の開催状況及び意見等について

路線廃止に伴う影響の大きい関係地域を対象に、説明会を開催しました。
開催状況や、いただいたご意見等について報告します。

【浜田自治区】

路線	地区等	日時・会場・出席者	主な意見
今市線	佐野自治会	1 月 29 日(水) 19:00～19:40 (石見公民館 佐野分館) 6 名 (各町内会長)	・児童・生徒の通学手段の確保や、予約型乗合タクシー等の代替交通手段が用意できるのであれば、路線廃止はやむを得ない。 ※ 後日、集約した意見を提出予定。
	宇津井自治会	1 月 31 日(金) (自治会長へ説明)	・バス停まで歩いて行けない世帯がほとんどであり、家まで予約型乗合タクシーが来てくれる方が喜ばれる。 ・代替交通手段が用意できるのであれば、路線廃止はやむを得ない。(2/17 回答)
	後野町自治会	2 月 7 日(金) 19:00～20:10 (石見公民館 後野分館) 18 名 (各町内会長)	・児童・生徒の通学手段の確保や、予約型乗合タクシー等の代替交通手段が用意できるのであれば、路線廃止はやむを得ない。 ・各町内の意見を集約した結果、上記と同様の意見 (3/4 回答)
櫛田原線	美川地区 連合自治会	2 月 7 日(金) 19:00～19:40 (美川公民館) 19 名 (各町内会長)	・美川地区内でも、地域ごとに事情が異なるので、個別に説明会を開催して、それぞれの現状に合った対応策を講じて欲しい。
	櫛田原町内	2 月 24 日(月) 8:50～11:00 (櫛田原公民館) 17 名 (地域住民)	・高齢者はバス停まで歩くことは難しい。 バスが無くなっても予約型乗合タクシーが家まで来てくれる方が助かる。 ・石見交通 弥栄線を櫛田原地区に乗入れて欲しい。 ※ 後日、集約した意見を提出予定。
	美川西自治会	3 月 2 日(月) 18:00～19:30 (美川公民館 美川西分館) 23 名 (地域住民)	・バス路線の存続を要望する。 ・児童・生徒の通学手段を確保してほしい。 ・予約型乗合タクシーを浜田駅まで運行してほしい。

【金城自治区】

路線	地区等	日時・会場・出席者	主な意見
波佐線	波佐・小国地区	2月12日(水) 18:30~19:20 (ときわ会館) 19名(地域住民)	・石見交通から直接説明を聞きたい。 ・減便で通学に影響が出る。対策をしっかりと行って欲しい。 ・市が、もっとバス利用が増える仕組みを考えて欲しい。
今市線・波佐線	雲城地区	2月14日(金) 18:30~19:25 (みどりかいかん) 9名(地域住民)	・減便で通学に影響が出る。対策をしっかりと行って欲しい。 ・代替手段として、通勤通学に使える早朝高速バスを運行して欲しい。 ・高速バス乗り場へのアクセスを良くして欲しい。 ・利用が少ないので減便は仕方無いが、廃止はしないで欲しい。
今市線	今福・久佐・美又地区	2月17日(月) 18:30~19:20 (ふれあい会館) 13名(地域住民)	・廃止代替に通勤通学に使える時間帯の高速バスが欲しい。 ・金城地区だけでなく廃止路線地区全体で代替を考えて欲しい。 ・実際、乗っておらず、通勤通学以外はデマンド運行で良い。

【旭自治区】今後の方針が決まり次第、改めて代替交通等の説明会を開催予定。

路線	地区等	日時・会場・出席者	主な意見
今市線	全体 (自治会ごとに説明)	1月28日(火) 11名(自治会長)	・今後、代替交通について検討されると思うが、市の方針を事前に示して欲しい。
	木田地区 (高齢者サロン)	2月21日(金) (木田生活改善センター) 9:00~12:30 19名(サロン利用者)	・利用者が少ないため、廃線はやむを得ない。
	和田地区 (行政懇談会)	2月24日(月) (和田公民館) 9:30~10:40 30名(地域住民)	・利用者が少ないため、廃線はやむを得ない。 ・代替交通は高速道への接続をお願いしたい。
	坂本地区 (高齢者サロン)	3月5日(木)予定 (坂本構造改善センター) 14:00~16:00 (サロン利用者)	—
	支所窓口	随時 (敬老福祉乗車券・通学定期券購入者)	・代替交通の措置をお願いしたい。

2 路線廃止及び減便等に係る影響について

路線廃止及び減便等に係る影響を把握し、代替手段の確保に向けた検討を効果的に行うため、住民説明会の開催のほか、全庁的に影響調査を実施しました。

※ 児童・生徒数は令和2年度見込

【路線廃止】 実施予定日 令和2年10月1日

(1) 櫛田原線

(児童・生徒)

- ・美川小学校への登下校 (8人)
- ・第四中学校への登下校 (5人)
- ・浜田高校への登下校 (2人+新入生)
- ・浜田商業高校への登下校 (2人+新入生)

(一般利用者)

- ・最大利用便 櫛田原 7:25 発～黒川町 8:18 着 15人

(2) 今市線 (今市 ～ 浜田駅)

(児童・生徒)

- ・第一中学校への登下校 (5人)
- ・浜田高校への登下校 (10人+新入生)
- ・浜田商業高校への登下校 (3人+新入生)

(一般利用者)

- ・最大利用便 今市 7:13 発～周布 8:21 着 11人

【減便・ダイヤ改正】 実施予定日 令和2年4月1日

(1) 周布線 (商港経由・9号線経由) (減便)

- ・〈全便〉浜田漁港周辺エリア施設利用者

(2) 大学線 (日祝運休 → 土日祝運休)

- ・〈土曜便〉県立大学 土曜日開催の講義、イベント等への参加

(3) 波佐線 (減便・ダイヤ改正)

- ・〈夕便〉雲城小学校から小国地区への下校 (2人)
- ・〈朝・夕便〉金城中学校への登下校 (12人)
- ・〈朝・夕便〉浜田商業高校への登下校 (7人)
- ・〈一部便〉生活路線バスとの接続便の利用者

(4) 弥栄線 (減便)

- ※ 具体的な影響情報なし

(5) 浜田益田線 (終点変更)

- ・〈最終便〉第三中学校からの下校 (最大4人)

(6) 櫛田原線 (日祝運休 → 土日祝運休)

- ※ 具体的な影響情報なし

3 石見交通への要望について

令和2年2月21日付けで、石見交通株式会社に対し、路線廃止・減便ともに、存続を要望するとともに、やむを得ず実施される場合には、地域への影響調査と代替手段の確保に時間を要することから、実施時期の6か月延長を要望しました。

(別紙、要望書参照)

4 石見交通からの回答について

上記要望に対し、令和2年3月3日(火)付けで、石見交通株式会社より文書にて回答がありました。

(回答内容)

浜田市から要望を受け、改めて社内で検討しましたが、当社の抱える課題(乗務員不足)は喫緊の課題であり、これが直ちに解決する見込みはありません。

つきましては、以下のとおり実施させていただきたく、ご回答いたします。

【路線廃止】

- (1) 櫛田原線
- (2) 今市線(今市～浜田駅)

実施予定日 令和2年10月1日(木) → 令和2年12月16日(水)

【減便・ダイヤ改正】

- (1) 周布線(商港経由・9号線経由) (減便)
- (2) 大学線 (日祝運休 → 土日祝運休)
- (3) 波佐線 (減便・ダイヤ改正)
- (4) 弥栄線 (減便)
- (5) 浜田益田線(終点変更)
- (6) 櫛田原線 (日祝運休 → 土日祝運休)

実施予定日 令和2年4月1日(水) → 令和2年5月1日(金)

令和 2 年 2 月 21 日

石見交通株式会社

取締役社長 小河 英樹 様

浜田市長 久保田 章 市
(まちづくり推進課)



路線バスの減便・路線廃止に対する要望

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 2 年 1 月 22 日付けで通知のありました、「減便・路線廃止についてのお知らせ」に対しまして、以下のとおり要望いたします。

この度の減便・廃止計画路線におきましては、市民生活に密着した路線であり、沿線・地域住民に対する影響が多大であること、また、代替手段の確保対策に時間を要すること等にご配慮いただき、対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 減便（令和 2 年 4 月 1 日実施）について

各路線とも、地域・沿線住民の利便性の低下が懸念されることから、運行便の存続を要望いたします。

やむを得ず、減便される場合であっても、地域への影響調査と対策に要する時間を確保する必要があることから、実施時期を、令和 2 年 10 月 1 日に延期いただきますよう強く要望いたします。

2 路線廃止（令和 2 年 10 月 1 日実施）について

両路線とも、地域・沿線住民の移動手段の確保に対する影響が多大であることから、路線の存続を要望いたします。

当該路線は、児童・生徒の通学便であるとともに、通院や通勤への利用実態もあり、学校及び地域への影響が特に甚大であり、混乱が生じることは必至であります。

やむを得ず、廃止される場合であっても、地域への影響調査と代替手段の確保対策に相当の時間を要することから、実施時期を、令和 3 年 4 月 1 日に延期いただきますよう強く要望いたします。

3 情報提供等について

今後、減便及び路線廃止等を計画される場合には、道路運送法の規定に関わらず、住民への周知及び代替手段の検討に十分な時間が確保できるよう、当市へ情報提供いただきますようお願いいたします。

また、市民からは石見交通による経緯等の説明を求める要望も多く、住民説明会への協力をお願いいたします。

リハビリテーションカレッジ島根の要望書に対する浜田市の見解について

【要望 1 入学金助成事業（継続）】

（内容）入学者に対する入学金 300 千円のうち、2/3 の 200 千円を補助

令和元年度以降の補助継続を要望

（予算）令和元年度 11,000 千円 令和 2 年度 10,000 千円

（見解）平成 22 年度から実施しており制度定着

入学生確保の一助となる。

（結論）令和元年度～令和 4 年度 支援を継続

【要望 2 臨床実習費補助事業（継続）】

（内容）3、4 年生の臨床実習費を補助

3 年作業：60 千円、3 年理学・言語：30 千円、4 年：120 千円

（予算）令和元年度 6,360 千円 令和 2 年度 7,290 千円

（見解）平成 27 年度から実施

学生負担の軽減により学校魅力化に貢献

（結論）令和 2 年度～令和 4 年度 継続

【要望 3 高等教育無償化対象校となるための支援（新規）】

（内容）国による「高等教育修学支援制度」の対象校となるための支援（1 億円程度）

（見解）赤字補填的性格を有する公費負担の是非

他の専門学校との公平性

（結論）支援は当面困難

【要望に対する浜田市の基本的な考え方】

当面の 3 年間について、留学生による入学生確保を前提として、要望 1 及び 2 の支援制度を継続する。但し、補助金の交付については、計画の達成状況・取り巻く環境の変化等を考慮の上、年度ごとに是非を判断する。

また、上記支援の継続の前提として、以下の抜本的な経営改善対策を要請する。

(1) 学科・定員等の適正規模の見直し

(2) 経営基盤が強固で学校運営能力を備えた学校法人等との連携

※入学生確保の進捗状況や環境の変化によっては、上記対策を加速させる。

同 文 第 18 号
令和 2 年 1 月 30 日

浜田市議会議長
川神 裕司 様

総務文教委員会

学校法人同志舎
リハビリテーションカレッジ島根
理事長 岩谷 百合雄



助成事業によるご支援のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浜田市よりご支援いただいております助成事業につきましては、本校の魅力を発信し入学者を確保するうえで、今や必要不可欠な学生支援制度として定着しております。また、浜田市のイメージアップにもつながっているものと考えます。

地元出身高校生の減少、「2018 年問題」と言われる全国的な 18 歳人口の減少、リハビリ養成校の増加など、本校を取り巻く環境は厳しさを増しており、県内および近隣県から入学者を増やすことは困難な状況にあります。令和 2 年度入学予定者は現時点で 51 名であり、沖縄県出身者 10 名、外国人留学生 11 名など、新たな取り組みの成果も徐々につつありますが、全体では昨年同時期よりも 1 名下回っております。

また、令和 2 年度に始まる高等教育無償化につきましては、本校は機関要件を満たしていないために対象校になれず、今後の学生募集活動への影響を懸念しております。

一方で、島根県西部の医療機関からの求人数は前年に比べて倍増しており、現時点で卒業予定者 39 名中 8 名が島根県西部の医療機関に就職が内定しております。今後も地元の人材ニーズに添えていく所存です。

つきましては、下記助成事業についてご検討を賜りたく、財政事情厳しき折とは存じますが、若者定住による経済効果・地域の活性化・地元リハビリ人材の供給・交付税措置等もご勘案のうえ、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、平成 30 年 10 月 22 日の面談時にお願いしております奨学金助成事業の継続につきましては、長期にわたる債務負担を伴うものであり、諸般の事情に鑑み、取り下げさせていただきます。

謹 白

記

1. 入学金助成事業（継続）

平成 22 年度より、新入生 1 名につき 200,000 円を助成していただき、入学金 300,000 円を入学者に返還することで、入学者の確保に大いに寄与し、今や本校の魅力を伝えるうえでなくてはならない制度となっております。

本助成事業の実施期間は平成 30 年度までとなっておりますが、島根県内では島根リハビリテーション学院（奥出雲町）も本校に追随して平成 22 年度より入学金を無料化し、現在も継続しております。取り巻く環境が厳しさを増す中で、本校といたしましても本制度を継続せざるを得ない状況です。

つきましては、令和 1 年度以降の助成継続をお願いいたしたく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。



2. 臨床実習費補助事業（継続）

本助成事業の実施期間は平成 27 年度～令和 1 年度の 5 年間、すなわち今年度の 3 年生と 4 年生が最後となります

本助成事業につきましては、従来学生負担としていた部分をご支援いただくことで学生の負担が無料になるもので、本校の魅力ある学生支援制度の一つとして広く浸透しております。

現在、多くのリハビリ養成校が実習費を無料化し、それを学校の魅力として宣伝している中で、本校といたしましても本制度を継続せざるを得ない状況です。

つきましては、令和 2 年度以降の助成継続をお願いいたしたく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

3. 高等教育無償化対象校となるための支援（新規）

ご承知のとおり、令和 2 年度より高等教育の修学支援新制度が始まります。

この制度は、少子化に対処するための施策として、消費税率引き上げによる財源を活用するもので、ほぼ全ての大学・短大・高専と 6 割以上の専門学校が対象校となり、大学進学者の 2 割程度がこの制度の恩恵を受けるであろうとされています。

しかしながら、本校の収支状況・財務状況・定員充足状況では無償化の対象校の機関要件を満たしておらず、地元の高校生が本校に進学しても新制度の恩恵を受けることができません。このことは本校の学生募集にも大いに影響します。

初年度は対象校になれませんでしたでしたが、令和 3 年度以降に本校が対象校になるには単年度で黒字化する方法が早道であり、短期間で黒字化するには補助金・寄付金等の収入が必要となります。

つきましては、単に本校の支援にとどまらず、意欲・能力のある地元の高校生が経済的理由で進学を断念することなく安心して地元の養成校で学べるようにするためにも、ぜひとも 1 億円程度のご支援を賜りたく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

公立幼稚園のあり方と今後の方向性について

1 今年度の主な動き

教育部参事と幼稚園長との意見交換会（8月20日）
教育部参事と幼稚園教頭との意見交換会（8月22日）
教育長と幼稚園長との意見交換会（9月12日）
浜田市公立幼稚園PTA連合からの「平成2年度幼稚園教育に関する要望」
（9月17日要望書提出⇒R2年1月6日回答）
教育委員会委員へ現状報告（9月27日）
議員との勉強会（12月10日）
夕日ヶ丘幼稚園訪問（1月10日）
教育長と幼稚園長との意見交換会（1月15日）
議会自治区制度等行財政改革推進特別委員会（1月16日）
2月幼稚園長会議において協議（2月5日）
幼稚園教頭との協議（2月12日）

2 今後の予定

令和3年度の園児募集要項の作成までには、一定の方向性を示す。

※募集時期 令和3年12月

※参考

令和2年度公立幼稚園について

1 園児予定数(R2年2月1日現在)

上段:R 2年4月1日予定
下段:H31年4月1日現在

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計	入園者数
原井幼稚園	休 園 中				
石見幼稚園	1 13	15 9	8(含特1) 15	24(含特1) 37	4(含特1)
長浜幼稚園	4 5	6 7	7 14	17 26	5
美川幼稚園	1 2	2 5	4 4	7 11	1
合計(対前年度比)	6(▲14)	23(2)	19(▲14)	48(▲26)	10

(単位:人)

幼稚園運営に係る基準

①4歳児と5歳児の混合学級編制	4歳児と5歳児が25名以下の場合は、4歳児と5歳児による混合学級編制とする。
②3歳児を含む混合学級編制	3歳児と4歳児、5歳児の合計園児数が10名以下の場合は、1学級の混合学級編制とする。

2 学級編制(予定)

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	特別支援	合計
原井幼稚園	休 園 中				
石見幼稚園(3クラス)	1	22		1	24
長浜幼稚園(2クラス)	4	13			17
美川幼稚園(1クラス)	7				7

(単位:人)

※参考※

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計	入園者数
夕日ヶ丘幼稚園	10 15	17 17	14 23	41 55	7
合計(対前年度比)	10(▲5)	16(▲1)	14(▲9)	41(▲14)	7

サン・ビレッジ浜田屋内アイススケート場の今後の方向性について

1 パブリックコメントの対応について

- (1) 政策等の名称 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画(案)
- (2) 意見の募集期間 令和元年 12 月 9 日(月)～令和 2 年 1 月 10 日(金)
- (3) 意見提出人数 56 人
- (4) 意見の概要

アイススケート場の「サン・ビレッジ浜田」に関するご意見が提出者全体の 79% (44 人/56 人) を占め、そのうち、浜田市以外である市外及び県外の利害関係者からの意見が 84% (37 人/44 人) あり、浜田市以外の利用者からの関心が高い特徴がありました。

アイススケート場は、老若男女問わず使用できること、観光や広域的な大会の開催により交流人口の増加が見込まれることなどから、今後も存続するべきとのご意見が多数寄せられました。

また、アイススケート場は全国的に少ない施設であることから、「サン・ビレッジ浜田」のアイススケート場について、一年を通して利用可能とする通年型への検討、冷凍機更新にかかる補助金等活用の検討及び費用対効果にかかるシミュレーションの検討、また、利用実態の調査や今後を見据えたアンケート実施の検討、他の観光施設との連携や周知方法に対する検討等の提案を含めたご意見をいただき、一人ひとりに簡単ではございますが、市の考え方を記載し、全てをホームページに掲載しています。

2 観光との連携の成果

アクアスとの連携として、アクアスのチケット半券や年間パスポートを提示された際、貸し靴を無料とするアクアス利用者特典を 12 月 26 日から実施しました。

アクアス利用者・特典利用人数 (2月末現在)

(単位：人)

利用月	年度	利用者数 ()は対前年度増減	チケット半券		年間パスポート		特典 利用者数
			市内	市外	市内	市外	
1月	平成30年度	1,893	—	—	—	—	—
	令和元年度	1,965 (+72)	11	22	9	5	47
2月	平成30年度	1,884	—	—	—	—	—
	令和元年度	1,829 (▲55)	0	10	13	4	27
合計	平成30年度	3,777	—	—	—	—	—
	令和元年度	3,794 (+17)	11	32	22	9	74

※2月の利用者数の減要因は、新型コロナウイルス関係でキャンセル(約70人)が生じたため

3 アイススケート場の方向性をどのように考えるか

「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」は、策定後において、社会情勢の変化や施設の利用状況を踏まえながら、毎年度当該計画の見直しを行うこととしておりますが、アイススケート場の「サン・ビレッジ浜田」については、いただいたご意見を踏まえて、「指定管理者、利用団体等の組織が、利用者増加に向けた取組を行い、令和 2 年度及び令和 3 年度の 2 か年の利用実績において、急激に利用者数が増え、令和 4 年度以降においても増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、令和 4 年度において用途変更としている計画について、見直しの検討を行うこととします。